

令和8年3月24日

# 給付付き税額控除の制度設計に向けて

内閣官房

人口戦略本部・全世代型社会保障構築本部事務局

## 1 趣旨

これまでの政党間での協議※を尊重しつつ、**国民の受益と負担に深く関わる「給付付き税額控除」や「食料品の消費税率ゼロ」を含めた「社会保障と税の一体改革」**について、国民の皆様にも見える形で、丁寧かつスピード感をもって検討を進めるため、「**国民会議**」を設置。政府と、消費税が社会保障の貴重な財源であるとの認識を有し、**給付付き税額控除の実現に取り組む政党が、共同で開催。**

※自由民主党、立憲民主党、日本維新の会及び公明党による給付付き税額控除に関する政党間協議。国民会議の共同開催に伴い、現在の政党間協議は国民会議に移行する。

## 2 国民会議の構成・構成員

○ 国民会議（いわゆる「親会議」）は、**政府及び参加政党間で協議・意見集約を行う。**

＜政府側＞ 内閣総理大臣（通常は官房長官が代理・司会進行）、担当閣僚、有識者会議座長\*

＜政党側＞ 参加各党の政策責任者・税調会長（総理出席の際は、各党党首が参加可能）

※ 国民会議（「親会議」）は、実務者会議での議論及び検討状況に応じて、適宜開催する。

\* 有識者会議（下記）座長は、有識者会議の議論を報告するため、必要に応じ参加。

○ **「親会議」の下、機動的・集中的に議論を進めるため、政府及び各党の実務者による「給付付き税額控除等に関する実務者会議」を開催。**

＜政府側＞ 全世代型社会保障改革担当大臣、財務大臣※、総務大臣※、有識者会議座長

＜政党側＞ 実務者（原則2名、自民党は3名（うち1名が議長））

※ 財務大臣及び総務大臣、その他関係大臣は、必要に応じ参加。

## 2 国民会議の構成・構成員（続き）

- 「給付付き税額控除」や「食料品の消費税率ゼロ」の制度化に当たっては、専門的・技術的な論点を集中的に検討・精査する必要があるため、**様々な立場から専門的な議論を行う「有識者会議」※を設け、「実務者会議」が「有識者会議」と連携\*を図る。**

※ 有識者会議のメンバー（常任）は、政府関係審議会委員、地方界、経済界等で構成。議論の進捗に応じ、有識者の追加も可能とする。有識者（臨時）についても、テーマに応じ、招聘可能。

\* 基本、実務者会議の意見や関心事を有識者会議に伝達し、有識者会議の議論の状況を実務者会議に報告するサイクルを想定。実務者会議メンバーは有識者会議に参加可能。

## 3 事務局

国民会議の庶務は、**政府（内閣官房）並びに自由民主党及び野党の代表となる党**において処理。

## 4 議論の進め方など

- **まずは「給付付き税額控除」と「食料品の消費税率ゼロ」を同時並行的に議論を進め※、その両者について、R8年夏前を目途に中間とりまとめを行う\*。**

※ 給付付き税額控除の制度設計に関連する社会保障制度の議論は並行して実施。

\* 骨太の方針に反映の上、制度を閣議決定し、一定の準備期間を経て実施に移すために必要となる法案を提出することを想定。

- その上で、給付付き税額控除の議論を進める過程で明らかとなった社会保障制度の課題等について、改めて調整の上、協議を継続する。

社会保障国民会議につきましては、この趣旨に書かれていますとおり、給付付き税額控除、そして消費税についてしっかりと衆知を集めて国民の皆さんのためになる制度設計ができるよう、私たちもしっかりと誠心誠意アイデアを出し、そして意思決定に参加をしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

この2点については我が党と、それから自由民主党さんも公約で掲げ、そして国民の信任を一定得たというところでありますが、課題は様々各論ございます。その辺りを、野党の皆さん今日参加されていない党もいらっしゃいますが、一定同じく方向性を訴えられた政党もありますから、そういった意味でいろいろな政党の御意見、そして有識者の皆さんからも御意見に耳を傾けて鋭意努力したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

また、この議論の経過が、国民会議ですから、国民の皆さんに論点がしっかりと伝わるような形で発信ができればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

初めに、我々としての現状認識をお話しさせていただければと思います。今、少子高齢化や技術の飛躍的な進化の中で、今の時代に合わせた社会保障制度の在り方について真剣に考えるべき時期だと我々も考えております。そんな中で給付と負担の両面でどのように納得感があって、そして持続可能な制度にするかということについて議論していくべきだとチームみらいも考えておまして、そういった中でより良い案をつくるために我々ができる部分、しっかりと貢献をしてまいりたいと考えております。

次に、論点となります消費税と給付付き税額控除について、我々の考え方を簡単にお話しさせていただきます。

まず1つ目が、消費税についてです。消費税につきましては、我々は今のタイミングにおいて食料品の税率を下げるということについては反対の立場でございます。むしろその財源があるのであれば、働いている方の大きな負担となっております社会保険料の負担、こちらに優先的にメスを入れていくべきであると考えております。こちらは昨日の代表質問でもございましたが、働いている人たちに対する支援が重要だという点に関しては高市総理からも御答弁いただきまして、そこに関しては一致しているものだと認識しております。

また、この食料品の税率を暫定で下げるという方向性ですが、これは様々な事業者の方々も含めて経済社会に大きな混乱をもたらす可能性があると考えております。分かりやすいところで申し上げますと外食産業に関するものです。内食と外食の価格差がより大きくなるので、そちらに対する手当てというのが必要であると考えますし、このままやると混乱が生じかねないと懸念をしております。

2つ目が、給付付き税額控除に関してです。こちらは効率的な支援ができ得る制度だと考えておりまして、この制度設計において現時点で我々が4つ大切にしたい、考えるべきだと思うことがございます。

まず1つ目が、この制度設計において壁や崖というものがなくて滑らかであることが重要ではないかと考えます。昨年も103万円の壁のような話がありましたが、特定の閾値を超えると急に価格が大きく変わってくるという制度だと、その周辺でインセンティブ構造がゆがんでまいりますので、働き控えであるとか、ほかの様々な問題ということにつながりかねないと考えます。なので、そういった崖や壁というものを可能な限り排した設計をしていくべきではないかと考えます。

2つ目が、世の中の変化のスピードに素早く対応できるようにするために、103万円であるとか、そういった数値を書き込むのではなくて、ある考え方に基づいて、例えば所得控除のケースで言うと最低賃金であるとか、あるいはCPIであるとか、そういったものと連動するような仕組みを取り入れていくことによって、ある種ビルトインスタビライザーのような形で世の中の変化が激しかったとしても一定それに対応できるよという仕組みを内包すべきかと考えます。チームみらいは、昨日の代表質問でも申し上げましたが、今後、例えばAIのような技術が発展していくことによって労働市場は大きく変わり得ると考えております。そういった大きな変化が来たとしても一定対応できるような制度というのを考えていくべきだと考えます。

（次頁へ続く）

## 第1回 社会保障国民会議（令和8年2月26日）チームみらい 安野党首発言③

3つ目が、これは税制の話よりもう少しスコープを広げたほうがいいのではないかと考えています。それは税制の法律の話だけではなくて、データやソフトウェアやシステム、これをどのように設計して、それと一体となって税制が設計されないと本来の趣旨を最大限発揮できないかもしれないですし、テクノロジーの今できることが増えている中で今の時代の最適な税制というものにならないのではないかと、給付の制度にならないのではないかと考えておりますので、制度だけではなくてデータやソフトウェア、システムといったところも一体として設計をしていくべきだと思います。そして、国民の方の体験というところ、これはIT業界ではユーザーエクスペリエンスといったりもしますが、税制においてもこういったユーザーエクスペリエンスの観点というのは考えていくべきなのではないかと思っています。

そして最後に4つ目が、早期の段階的導入の筋を探るべきだと考えております。もし仮に思ったよりも早期にできるような方法があるのであれば、様々な懸念が出ている消費税減税をつなぎでやるよりも、段階的な早めにできる給付付き税額控除なのか、あるいはこれは所得連動型給付のほうが早くできるという可能性もあると思いますが、そういった筋というものは積極的にこの会議でも探していくべきなのではないかと考えます。

というところで、我々が消費税と給付付き税額控除について大きくこういう方針で考えているというところについて簡単に触れさせていただきました。

最後に、議論の進め方として、これは藤田代表からもございましたけれども、オープンにやるということを提案させていただきます。現状、野党のほかの党も、あるいはメディアを通じて国民の方からも、このクローズドな現場で全てが決まってしまうのではないかと懸念が出ていると承知しておりまして、可能な限りこの会議体をオープンでやっていくことは、我々のみならず与党の方、政府の方にとってもプラスがあるものだと考えますので、ぜひ検討いただければと思います。

近年は人口減少の本格化、それから少子高齢化の進行ということに加えて、物価上昇という新たな社会経済局面を迎えております。その中で、給付と負担の在り方などについて、全世代を通じて納得感が得られる、社会保障の構築に向けた国民的な議論を進める必要がございます。

特に税、社会保険料負担、それから物価高に苦しむ中所得者、低所得者の方々の負担を緩和したいと考えています。

給付付き税額控除の制度設計を含めた社会保障と税の一体改革、これはもう本丸として議論を進める必要がございますが、その制度導入までの間のつなぎとして、安野さんの御意見もありましたけれども、現在の与党の方では、現在軽減税率が適用されている飲食料品について、特例公債に頼ることなく、2年間限定で消費税をゼロ税率とすることについて、スケジュール・財源の在り方を検討する必要があると考えています。

お声がけした時にお話をしたんですが、例えばこれからの物価動向ですとか、例えば感染症が急に蔓延して大変なことになったというような時に、もう少し柔軟にですね、消費税率、消費税に限りませんけれども、特に消費税率など変更する可能性がある。でも、そのときにシステムが追いつかないとか、そういうんじゃないから、早めにですね、柔軟なシステム、スマレジなども柔軟にしておくというのも一つじゃないかな、正にテクノロジーの面からの御提案も期待をしたいと思っております。

それから、この社会保障国民会議ですけれども、こうした課題について、**消費税が社会保障の貴重な財源であるという認識をまず共有**している皆様、それから**給付付き税額控除の実現に取り組む**皆様、そういった皆様が共同で開催して、**国民の多くの方々にも見える形で丁寧に**、それでもスピード感を持ってやれるところは**スピード感を持って進めていきたい**なと思っています。

**本日おいでにならなかった党**の方にも小林政調会長に随分お世話をかけましたけれども、**引き続き、参加を呼び掛けてまいります**。

今後、皆様の御協力をいただきながら、まずは**夏前には中間取りまとめ**を行いまして、もし税についてそこで結論を得ることができたら、**できるだけ早期に必要な法案の国会提出**を目指したいと思っております。

特に与野党の垣根を越えて、実務者、有識者の皆様の叡智（えいち）も集めて議論を行って、これ長いこと放置されてきた問題ですよね。私も若いころからこれは必要だ、給付と負担、これは必要だと思いながらここに至りましたので、思い切ってやりましょう。よろしくお願いいたします。

# 諸外国の中低所得者を対象とした主な社会保障制度と税制に関連する給付措置等の位置付け

○ 税制に関連する給付措置等は、各国の様々な社会保障制度の一部をなしているものである。制度の国際比較や我が国における制度設計にあたっては、税・社会保障制度の給付と負担全体の在り方を踏まえた議論が必要である。

	 米国	 英国	 フランス	 カナダ
生活扶助等 (Social Assistance)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 補足的栄養支援プログラム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ユニバーサル・クレジット</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 積極的連帯所得手当</li> </ul>	—
児童手当等 (Family Benefits)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 児童税額控除</li> <li>• 貧困家庭一時扶助 (児童手当) (注1)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 児童手当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 家族手当</li> <li>• カナダ児童給付</li> </ul>
勤労手当等 (In-work Benefits)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 勤労所得税額控除</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 活動手当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 勤労者手当</li> </ul>
住宅手当等 (Housing Benefits)	—		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 住宅手当</li> </ul>	—

※ 青色のセルが、税制に関連する給付措置等であり、黄色ハイライトされたものが、そのうち、確定申告を前提に、税額控除と給付を組み合わせた制度。

(注1) アメリカでは、子供を養育する中低所得者の負担軽減として、所得税の枠組みの中で児童税額控除が存在。

(注2) ドイツは、勤労手当等は存在せず、生活扶助 (市民手当)、児童手当等、住宅手当が存在している。

(注3) 上記はあくまで主な制度を挙げたものであり、たとえばアメリカやカナダにおいては、州レベルでも様々な制度が存在する。

(備考) "The OECD Tax-benefit Model version 2.7.1" を基にした整理。

# 諸外国における税制に関連する給付措置等の概要 (2026年2月現在)

	米国	英国	フランス	カナダ	
制度名	(A)勤労所得税額控除 1975～ (B)児童税額控除 1997～	ユニバーサル・クレジット 2013～ (旧制度1999～)	活動手当 2016～ (旧制度2001～)	勤労者手当 2007～	食料品・必需品給付 (旧GSTクレジット) 2026～ (旧制度1991～)
目的	・低所得者に対する支援 (社会保障税の負担軽減) ・就労・勤労意欲の向上	・公的扶助制度の提供 ・就労・勤労意欲の向上	・低所得者の生活水準向上 ・就労・勤労意欲の向上	・低所得者に対する支援 ・就労・勤労意欲の向上	・低所得者に対する支援
給付の仕組み	税額から控除 (控除しきれない額を給付)	税額から控除 (控除しきれない額を給付) (1999～) ⇒全額給付 (2006～)	税額から控除 (控除しきれない額を給付) (2001～) ⇒全額給付 (2016～)	税額から控除 (控除しきれない額を給付)	全額給付
受益額イメージ(注1)					
対象者 (主な適用要件)	(A)勤労所得税額控除(注2) 25歳以上65歳未満の勤労者 又は 子供を養育する勤労者 【年齢・勤労・養育要件】 (B)児童税額控除 子供を養育する勤労者 【勤労・養育要件】	18歳以上66歳未満の者  【年齢要件】	18歳以上の勤労者  【年齢・勤労要件】	勤労者 (勤労所得3,000Cドル以上)  【勤労要件】	居住者
執行当局	税務当局	社会保障当局	社会保障当局	税務当局	

(注1) 夫婦子2人(5歳、2歳)・片働き・給与収入のみのケースを想定したもの。実際には、所得額には勤労所得(給与所得及び事業所得)や金融所得が勘案される。

(注2) 勤労所得税額控除について、既婚者は原則夫婦単位課税を選択した場合にのみ利用可能。

(注3) ドイツについては、子どもを養育する者を対象として、子どもに対する最低生活費の保障を目的とした、児童手当(給付額:3,108ユーロ/子)及び児童控除(控除額:9,756ユーロ/子)が存在し、所得に応じていずれか有利な方が適用される。

(参考)

# 社会保障制度の基本的な考え方

- 我が国の社会保障は、
  - 自ら働いて自らの生活を支える「自助」を基本として、
  - これを生活上のリスクに共同で連帯して備える「共助」が補完した上で、
  - 「自助」や「共助」では対応できない困窮等の状況に対し「公助」として必要な生活保障を行うことを基本的な枠組みとしている。
- 「共助」のシステムとしては、国民の参加意識や権利意識を確保する観点からは、負担の見返りとしての受給権を保障する仕組みとして、国民に分かりやすく負担についての合意が得やすい社会保険方式が基本となっている。

## 社会保障制度審議会「社会保障制度に関する勧告」（昭和25年10月16日）（抜粋）

- いわゆる社会保障制度とは、…困窮の原因に対し、保険的方法又は直接公の負担において経済保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては、国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もってすべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすることをいう…。
- 国家が…責任をとる以上は、他方国民もまた、これに応じ、社会連帯の精神に立って、それぞれの能力に応じてこの制度の維持と運用に必要な社会的義務を果たさなければならない。
- 社会保障の中心をなすものは自らをしてそれに必要な経費を醸出せしめるところの社会保険制度でなければならない。…保険制度のみをもってしては救済し得ない困窮者…に対しても、国家は直接彼等を扶助しその最低限度の生活を保障しなければならない。いうまでもなく、これは国民の生活を保障する最後の施策であるから、社会保険制度の拡充に従ってこの扶助制度は補完的制度としての機能を持たしむべきである。…更に、すすんで国民の健康の保持増進のための公衆衛生…、国民生活の破綻を防衛するためには社会福祉行政も拡充しなければならない。

## 社会保障制度審議会「社会保障体制の再構築に関する勧告」（平成7年7月4日）（抜粋）

- 社会保障制度を充実する財源については、社会保障体制再構築の見地から現行制度の見直しにより効率化を図るとともに、…個々の施策に関し社会保険料負担、公費負担及び利用者負担の規模とその財源構成をどうするかについては、国民の合意に基づき適切な選択をしていかななければならないが、公平かつ効率的に対応するとともに、急速な高齢化による社会的必要性の増大等に配慮し、特に公費負担の確保について格段の努力をする必要がある。
- 社会保険は、その保険料の負担が全体として給付に結び付いていることからその負担について国民の同意を得やすく、また給付がその負担に基づく権利として確定されていることなど、多くの利点をもっているため、今後とも我が国社会保障制度の中核としての位置を占めていかななければならない。したがって、増大する社会保障の財源として社会保険料負担が中心となるのは当然である。

# 社会保障制度とは

- 社会保障制度は、社会保険、社会福祉、公的扶助、保健医療・公衆衛生から構成され、**国民の「安心」や生活の「安定」を支えるセーフティネットの機能を果たす。**
- **疾病、老齡、障害などの生活上のリスクに共同で連帯して備える「共助」の仕組みは、給付と負担の関係が明確な社会保険制度を中心として、発展してきた。**

## ① 社会保険（医療・年金・介護）

国民が病気、けが、出産、死亡、老齡、障害、失業など生活の困難をもたらすいろいろな事故（保険事故）に遭遇した場合に一定の給付を行い、その生活の安定を図ることを目的とした強制加入の保険制度

- 病気やけがをした場合に誰もが安心して医療にかかることのできる**医療保険**
- 老齡・障害・死亡等に伴う稼働所得の減少を補填し、高齢者、障害者及び遺族の生活を所得面から保障する**年金制度**
- 加齡に伴い要介護状態となった者を社会全体で支える**介護保険**など

## ② 社会福祉

障害者、ひとり親家庭など社会生活をする上で様々なハンディキャップを負っている国民が、そのハンディキャップを克服して、安心して社会生活を営めるよう、公的な支援を行う制度

- 高齢者、障害者等が円滑に社会生活を営むことができるよう、在宅サービス、施設サービスを提供する**社会福祉**
- 児童の健全育成や子育てを支援する**児童福祉** など

## ③ 公的扶助

生活に困窮する国民に対して、最低限度の生活を保障し、自立を助けようとする制度

- 健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する**生活保護制度**

## ④ 保健医療・公衆衛生

国民が健康に生活できるよう様々な事項についての予防、衛生のための制度

- 医師その他の医療従事者や病院などが提供する**医療サービス**
- 疾病予防、健康づくりなどの**保健事業**
- 母性の健康を保持、増進するとともに、心身ともに健全な児童の出生と育成を増進するための**母子保健**
- 食品や医薬品の安全性を確保する**公衆衛生** など

# 社会保障制度の変遷

- 社会保障制度は、戦後の復興期を経て、**高度経済成長期に骨格が築かれ、国民皆保険・皆年金制度を達成**した。
- 高度経済成長の終焉と**少子高齢化の進展**の中で、必要な機能を充実しつつ、持続可能性を確保するための改革を重ねてきている。

## 1940・50年代

戦後の混乱、栄養改善・伝染病予防・生活支援

### 戦後の緊急援護と基盤整備（「救貧」）

- |                      |                        |
|----------------------|------------------------|
| 1946 生活保護法制定         | 1949 身体障害者福祉法制定        |
| 1947 労働法制の整備 児童福祉法制定 | 1950 制度審「社会保障制度に関する勧告」 |
| 1948 医療法、医師法制定       | 1952 栄養改善法制定           |

## 1960・70年代

高度経済成長、生活水準の向上

### 国民皆保険・皆年金と社会保障制度の発展（「救貧」から「防貧」へ）

- |                   |                              |
|-------------------|------------------------------|
| 1961 国民皆保険・皆年金の実施 | ※老人福祉法改正（老人医療費無料化）           |
| 1973 福祉元年*        | 健康保険法改正（家族7割給付、高額療養費）        |
|                   | 年金制度改正（給付水準引上げ、物価・賃金スライドの導入） |

## 1980年代

高度経済成長の終焉、行財政改革

### 安定成長への移行と社会保障制度の見直し

- |                        |                              |
|------------------------|------------------------------|
| 1982 老人保健法制定（一部負担の導入等） | 1985 年金制度改正（基礎年金導入、給付水準適正化等） |
| 1984 健康保険法等改正（本人1割負担等） | 1985 医療法改正（地域医療計画）           |

## 1990・00年代

少子化問題、バブル経済崩壊と長期低迷

### 少子高齢社会に対応した社会保障制度の構造改革

- |                         |   |
|-------------------------|---|
| 1989 ゴールドプラン策定          | 2002 医療保険制度改革（本人3割負担等）                              |
| 1994 エンゼルプラン、新ゴールドプラン策定 | 2003 少子化社会対策基本法等制定                                  |
| 1997 医療保険制度改革（本人2割負担等）  | 2004 年金制度改革（保険料率段階引上げ固定、マクロ経済スライドの導入、基礎年金国庫負担率引上げ等） |
| 1997 介護保険法制定            | 2008 後期高齢者医療制度創設                                    |
| 1999 新エンゼルプラン策定         |   |

## 2010年代

社会保障・税の一体改革

### 社会保障・税一体改革

- |                         |                            |
|-------------------------|----------------------------|
| 2013 社会保障制度改革国民会議 報告書   | 2014 介護保険制度改革（一定所得以上2割負担等） |
| 2013 社会保障改革プログラム法       | 2015 子ども・子育て支援新制度          |
| 2014 消費税5%→8%へ          | 2018 国保の運営主体を都道府県化         |
| 2014 基礎年金国庫負担割合2分の1の恒久化 | 2019 消費税8%→10%へ            |
|                         | 2019 幼児教育・保育の無償化           |

## 2020年代

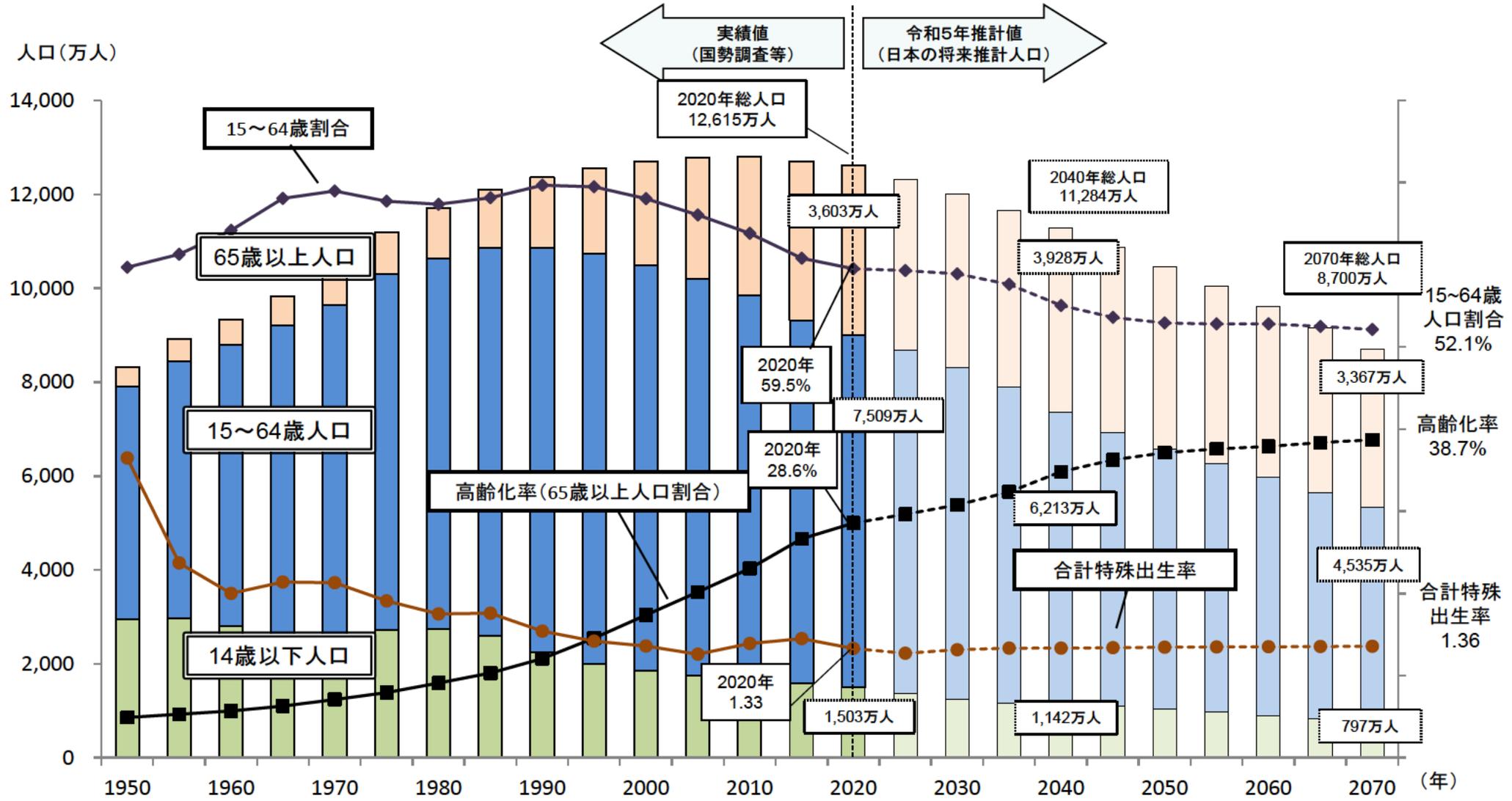
全世代型社会保障の構築

### 全世代型社会保障構築に向けた社会保障改革

- |                               |                               |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 2020 年金制度改革（適用拡大（企業規模要件等）等）   | 2023 医療保険制度等改革（出産育児一時金引上げ等）   |
| 2021 医療保険制度改革（75歳以上（一部）2割負担等） | 2023 「改革工程」※1「こども未来戦略」閣議決定※2  |
| 2022 全世代型社会保障構築会議 報告書         | ※1「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」 |
|                               | ※2 能力に応じた負担、こども・子育て支援の充実等     |
|                               | 2025 年金制度改革（適用拡大（賃金要件等）等）     |

# 日本の人口の推移

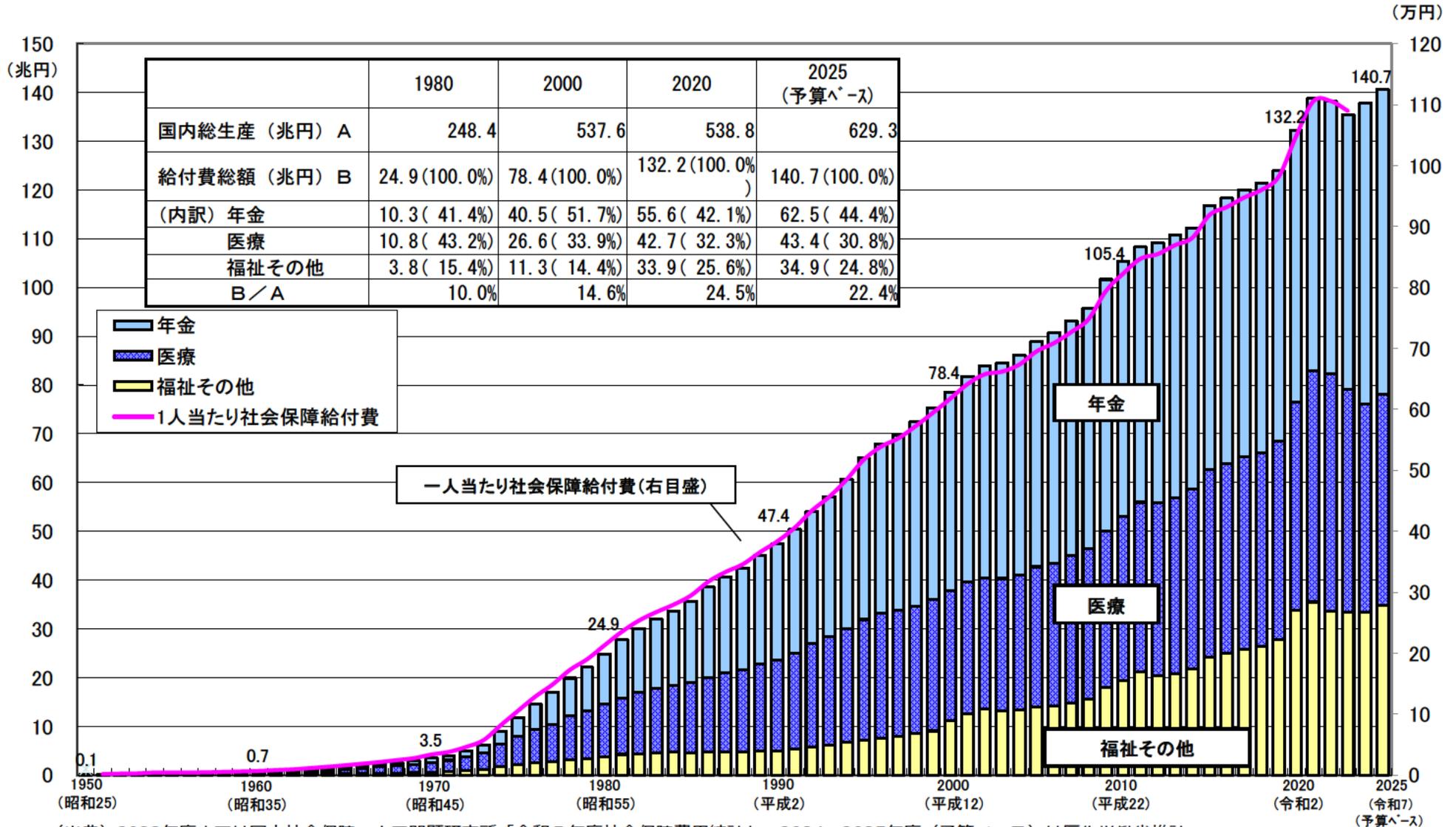
○ 日本の人口は近年減少局面を迎えている。2070年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は39%の水準になると推計されている。



(出典) 2020年までの人口は総務省「国勢調査」、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(出生中位(死亡中位)推計)。

# 社会保障給付費の推移

- 社会保障給付費は、高齢化等を背景に、ほぼ一貫して増加（特に年金・医療給付の増）。
- 近年では、こども・子育て支援や介護関連給付の増を背景に、給付費総額に占める「福祉その他」の割合が増加。



(出典) 2023年度までは国立社会保障・人口問題研究所「令和5年度社会保障費用統計」、2024~2025年度(予算ベース)は厚生労働省推計、2025年度の国内総生産は「令和7年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(令和7年1月24日閣議決定)」。

(注) 図中の数値は、1950,1960,1970,1980,1990,2000,2010,2020及び2025年度(予算ベース)の社会保障給付費(兆円)である。

# 社会保障の給付と負担の現状（2025年度予算ベース）

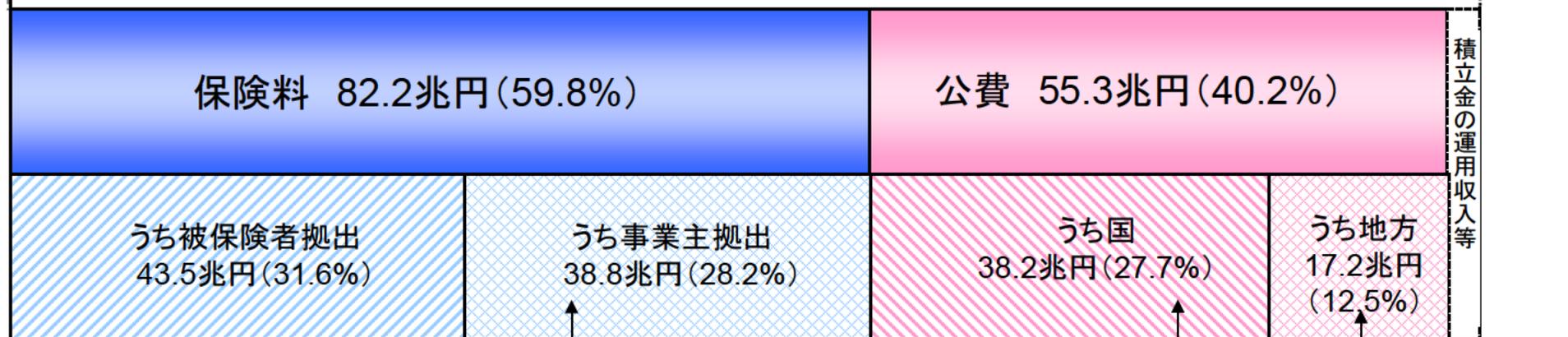
- 社会保障給付費は、2025年度（予算ベース）で140.7兆円（対GDP比22.4%）となっている。
- 社会保障負担は、**保険料と公費が、約6：4**の割合となっている。
  - **無職者や低所得者も保険に加入**できるよう、保険料の負担水準を引き下げる
  - **保険制度間の給付と負担の不均衡を是正**する
 目的のため、公費が投入されている。

## 【給付】

## 社会保障給付費



## 【負担】



〔うち子ども・子育て11.9兆円(8.5%)  
《対GDP比 1.9%》〕

積立金の運用収入等

各制度における  
保険料負担

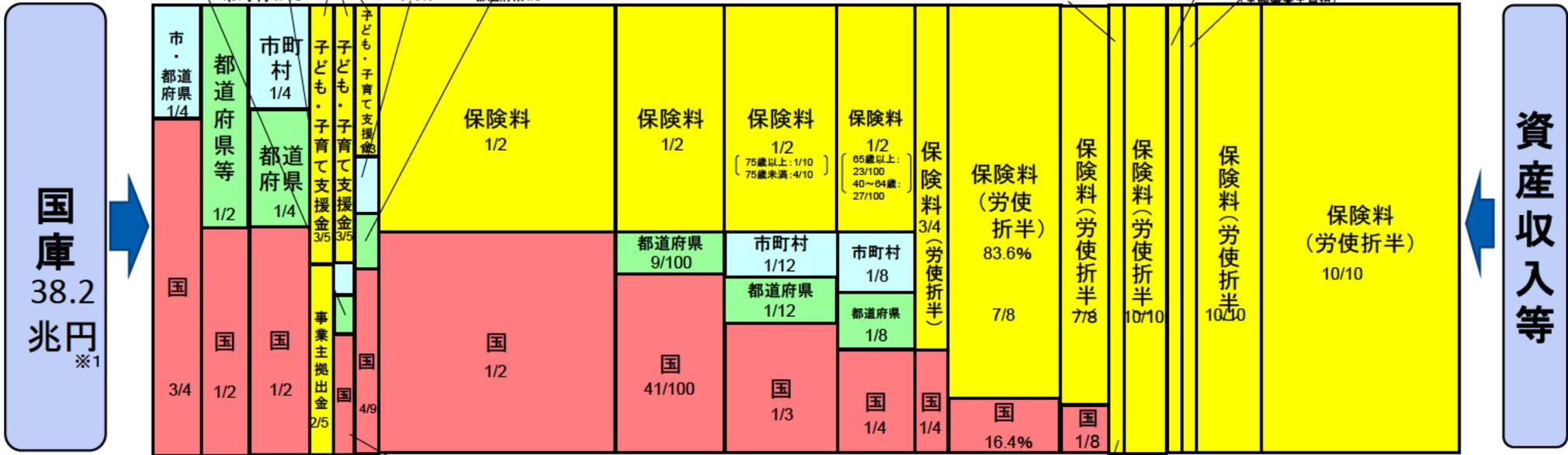
国（一般会計） 社会保障関係費等  
 ※2025年度予算  
 社会保障関係費 38.3兆円（一般歳出の56.2%を占める）

都道府県・市町村  
（一般財源）

# 社会保障財源の全体像（イメージ）

- **年金、医療及び介護は、社会保険制度を基本としているが、無職者等も保険に加入できるようにするとともに、保険制度間の給付と負担の不均衡を是正する観点から、後期高齢者医療制度、国民健康保険、基礎年金等の財源の一部は公費となっている。**
- 日本の社会保険は職域保険を中心に発展しつつ、職域に属さない者を対象とする地域保険も整備されてきた経緯から、**職域保険と地域保険の二元的な仕組み**。被用者保険の保険料負担は、原則として、労使折半となっている。

**保険料 82.2兆円** ※1、2

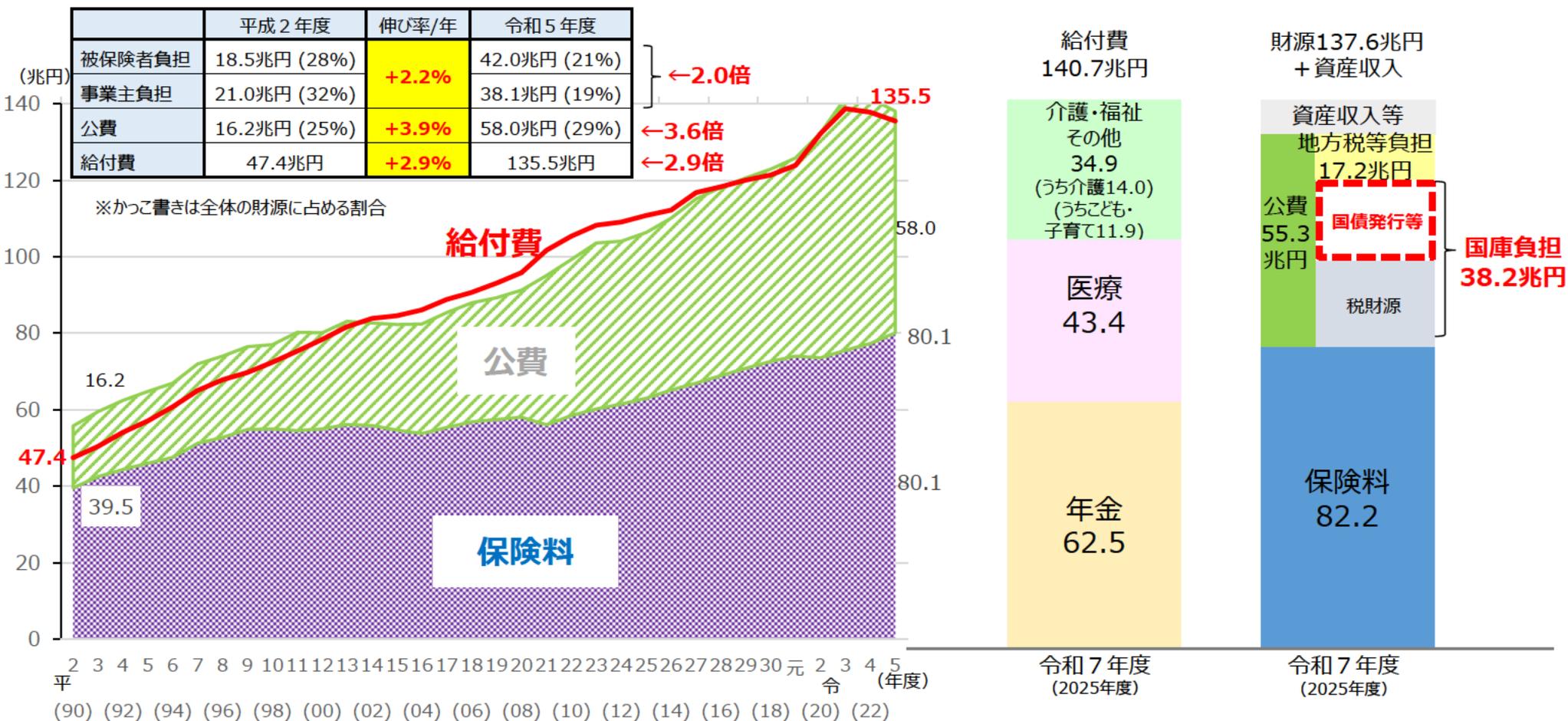


**地方負担 17.2兆円** ※1

(注) ※1 保険料、国庫、地方負担の額は2025年度当初予算ベース。※2 保険料には事業主拠出金及び子ども・子育て支援金を含む。(子ども・子育て支援金(2026年度から徴収開始)は、児童手当、妊婦のための支援給付、出生後休業支援給付及び育児時短就業給付に充てられる。なお、2028年度にかけて、必要に応じ、子ども・子育て支援特例公債を発行。)。※3 雇用保険(失業給付)の国庫負担割合については、雇用情勢及び雇用保険財政の状況に応じ、1/4又は1/40となるとともに、一定の要件下で一般会計からの繰入れが可能。※4 児童手当については、公務員支給分を除いた割合である。※5 障害児支援を含む。なお、障害児入所に係る負担割合は、国1/2、地方公共団体1/2となっている。※6 市及び福祉事務所設置町村が市町村立・私立の母子生活支援施設及び助産施設に入所させる場合等の負担割合は、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4となっている。

# 社会保障給付費の増に伴う公費負担の増

- 我が国の社会保障制度の財源の一部（後期高齢者医療・介護給付費の5割等）は公費負担（税財源）によって支えられている。
- 近年、後期高齢者医療・介護給付費等の増に伴い、社会保障財源に占める公費負担の割合が増加している。



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「令和5年度社会保障費用統計」、令和7年度の値は厚生労働省（当初予算ベース）。

(注1) 令和5年度以前については決算ベース、令和7年度については当初予算ベースであり、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業等に伴う支出の扱いが異なる点に留意。

(注2) 令和5年度の給付費については、社会保障給付費（公表値）から新型コロナウイルス感染症対策に係る事業等に係る費用（公表値）を除いた場合、132.7兆円となる。

## 消費税率引上げ時の社会保障の充実等

- 5%から8%への引上げでは、基礎年金国庫負担を1/2へ引上げた他、保育の受け皿整備や介護職員の人材確保・処遇改善等の社会保障の充実が実現。
- 8%から10%への引上げでは、低所得者の介護保険料の軽減などの社会保障の充実のほか、高等教育の無償化や幼児教育の無償化が実現。

### 5%→8%の増収分の使途

#### 【社会保障の充実】

- 保育の受け皿整備（約50万人分増加）※2017年度末まで
- 介護職員の人材確保・処遇改善（介護職員の給与を月1.2万円増加）
- 国民健康保険の財政基盤強化
- 年金受給資格期間の短縮（25年→10年）

※ 消費税増収分のほか、社会保障制度の効率化による財源により実施

### 8%→10%の増収分の使途

#### 【社会保障の充実】

- 低所得者の介護保険料（1号）を軽減（完全実施）（一人当たり約月1千円軽減）
- 低所得高齢者の暮らしを支援（一人当たり月5千円等の給付金を支給）

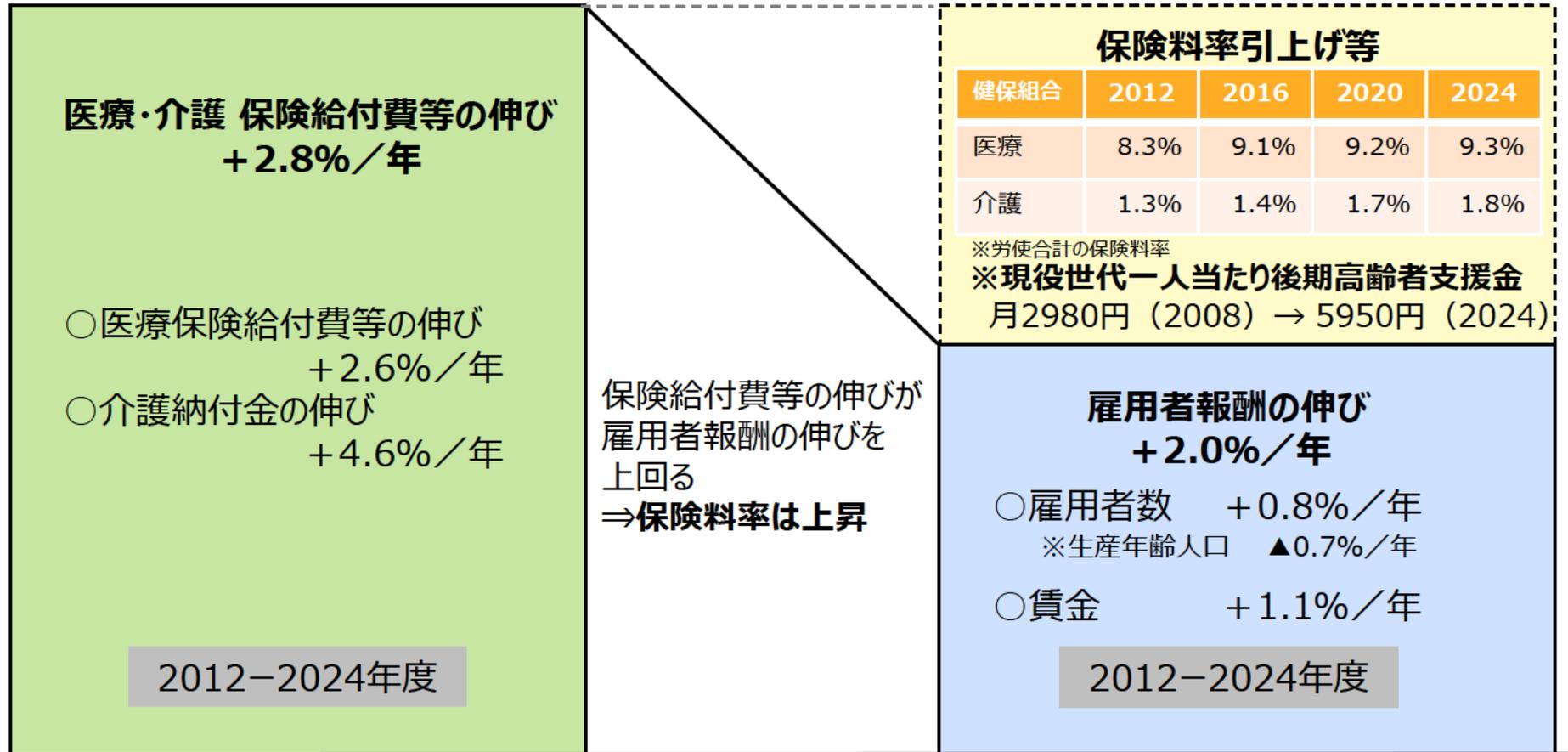
#### 【新しい経済政策パッケージ】

- 高等教育の無償化
- 幼児教育の無償化
- 保育の受け皿の前倒し整備（約32万人分増加）※2020年度末まで
- 保育士・介護職員の処遇改善

※ 企業の負担により財源を確保して実施する分（0.3兆円程度）を含む

# 医療・介護に係る保険給付費等の伸びと現役世代の保険料負担

- 2012年度から2024年度の推移をみると、医療・介護保険給付費等の伸びが、保険料の賦課ベースとなる雇用者報酬の伸びを上回り、保険料率は上昇してきた。



(出典) 内閣府「国民経済計算」(2024年度年次推計)、総務省「人口推計」、全国健康保険協会及び健康保険組合予算・決算関係資料。

(注1) 直近3年(2021年度~2024年度)の医療・介護に係る保険給付費等の伸びは+2.2%/年、雇用者報酬の伸びは+2.9%/年。

(注2) 年平均は始点から終点までの伸び率を年数で単純に除して算出。

(注3) 雇用者報酬には、医療・介護保険料の事業主負担分も含まれる点に留意。

(注4) 医療保険給付費等は、2012年度から2024年度にかけての全国健康保険協会及び健康保険組合における保険給付費及び拠出金等の総額(健康保険組合の2024年度実績については決算見込額)。

(注5) 介護納付金は、2012年度から2024年度にかけての全国健康保険協会及び健康保険組合における介護納付金の総額(健康保険組合の2024年度実績については決算見込額)。

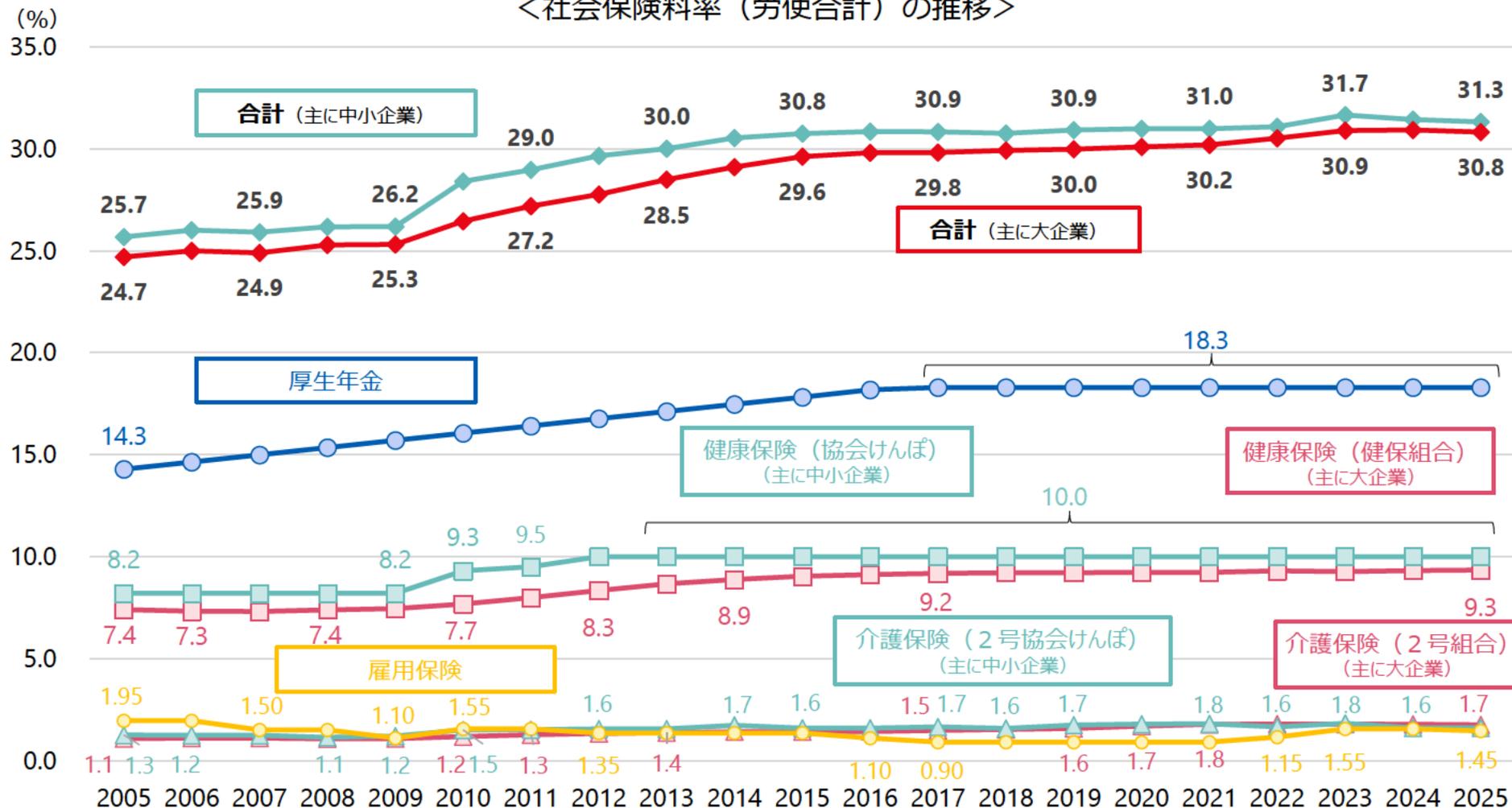
(注6) 健康保険組合に係る保険料率は、平均設定保険料率であって、各組合の単純平均(加入する被保険者数でウェイトがけしていない)。2012年度は決算、2024年度は決算見込み。

# 被用者保険（厚生年金保険・健康保険・介護保険・雇用保険）の保険料率の推移

○ 各種被用者保険の保険料率は、近年概ね横ばいで推移している。

- ・厚生年金保険料率：2017年9月以降18.3%で据え置き。
- ・健康保険料率：協会けんぽは、2012年度以降10.0%で据え置き。健保組合は、9.0～9.3%で概ね横ばいに推移。
- ・介護保険料率：協会けんぽ、健保組合ともに1.5%～1.8%で横ばいに推移。
- ・雇用保険料率：近年は約1～1.5%前後で推移。

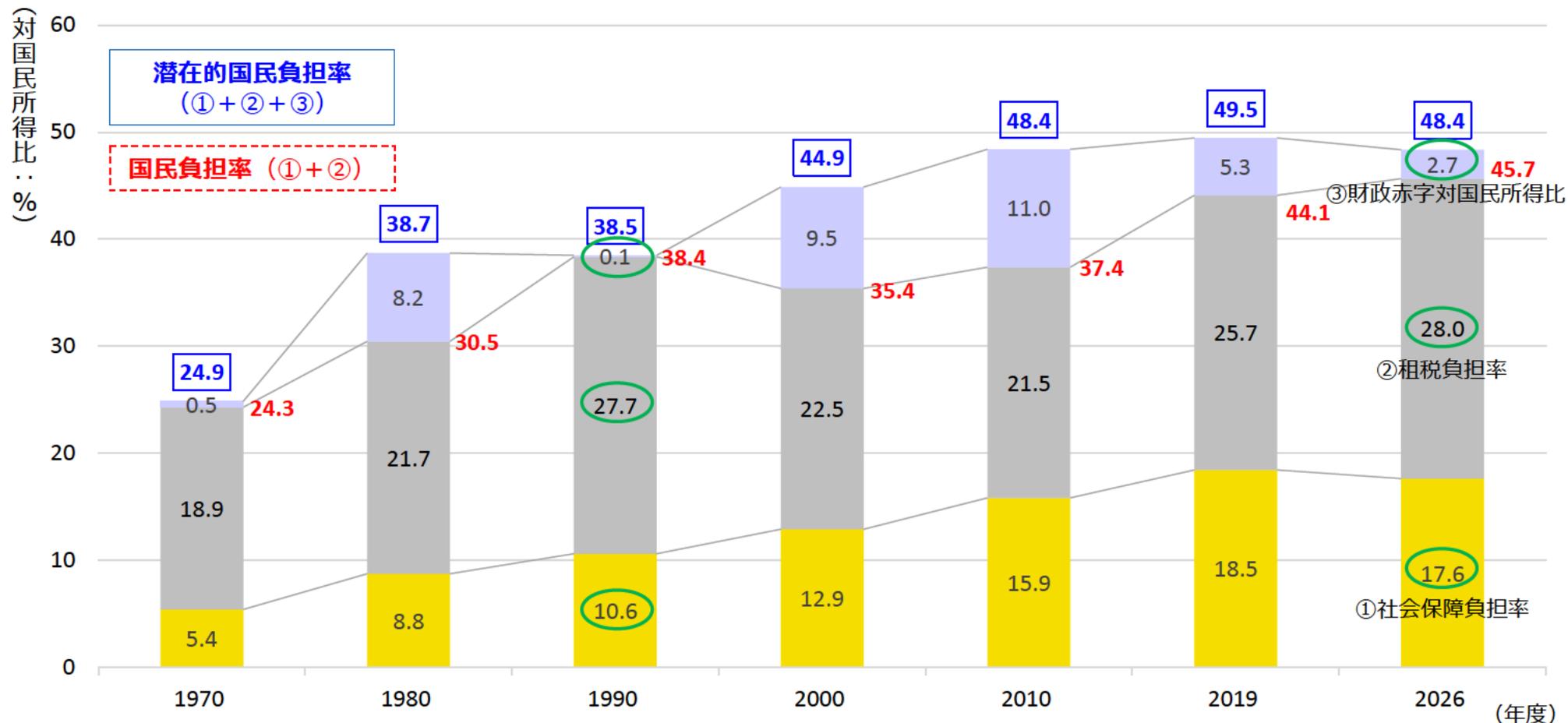
＜社会保険料率（労使合計）の推移＞



※各制度の実績等を基に事務局において作成。保険料率の数字は必要に応じて四捨五入している。健康保険・介護保険の保険料率は全国平均。

# 国民負担率（租税負担、社会保障負担）の推移

- 社会保障給付費（対国民所得比）の増加を背景に国民負担率は増加しているが、1990年以降、租税負担率が0.3%増加しているのに対し、社会保障負担率は7.0%の増加となっている。
- 財政赤字を含む潜在的国民負担率は約50%まで上昇してきている。



(注1) 2019年度までは実績、2026年度は見通し。

(注2) 財政赤字は、国及び地方の財政収支の赤字。

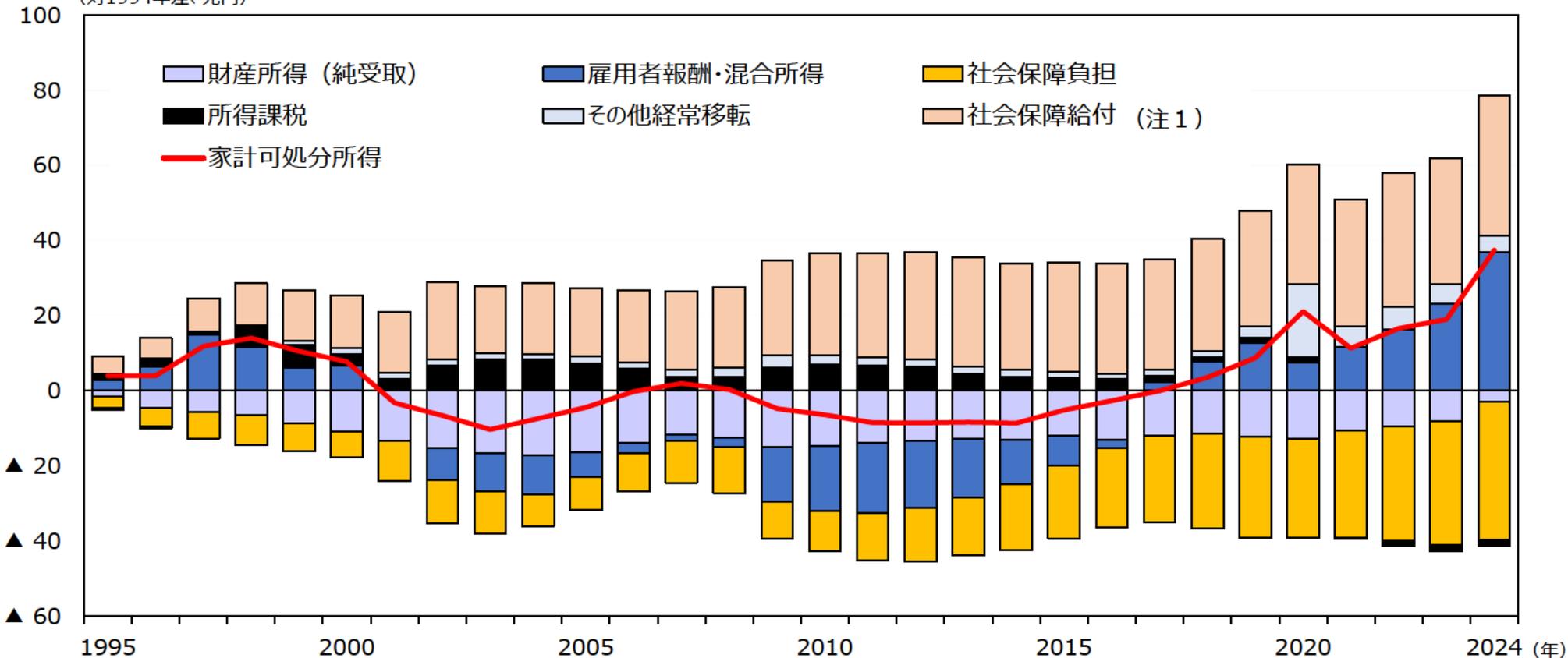
(注3) 1970年度は68SNA、1980年度及び1990年度は93SNA、2000年度以降は08SNAに基づく計数である。ただし、租税負担の計数は租税収入ベースであり、SNAベースとは異なる。

# マクロの家計可処分所得の変動要因

- 家計における可処分所得は、雇用者報酬や、社会保障の給付と負担等により変動し、近年では1994年比で増加傾向にある。
- 社会保障の負担は給付を伴うものだが、家計への社会保障の現金給付は高齢者向けの年金給付が多く、現役世代にとっては可処分所得の増加を実感しにくいと考えられる。

## ◆家計可処分所得の変動要因

(対1994年差、兆円)



(出典) 内閣府「国民経済計算」

(注1) 「社会保障給付」は、国民経済計算における「現物社会移転以外の社会給付」の数字を用いており、現金による社会保障給付を指す。現役世代も給付を受けられる医療・介護保険給付、幼児教育・保育無償化等の現物給付が含まれない点に留意が必要。

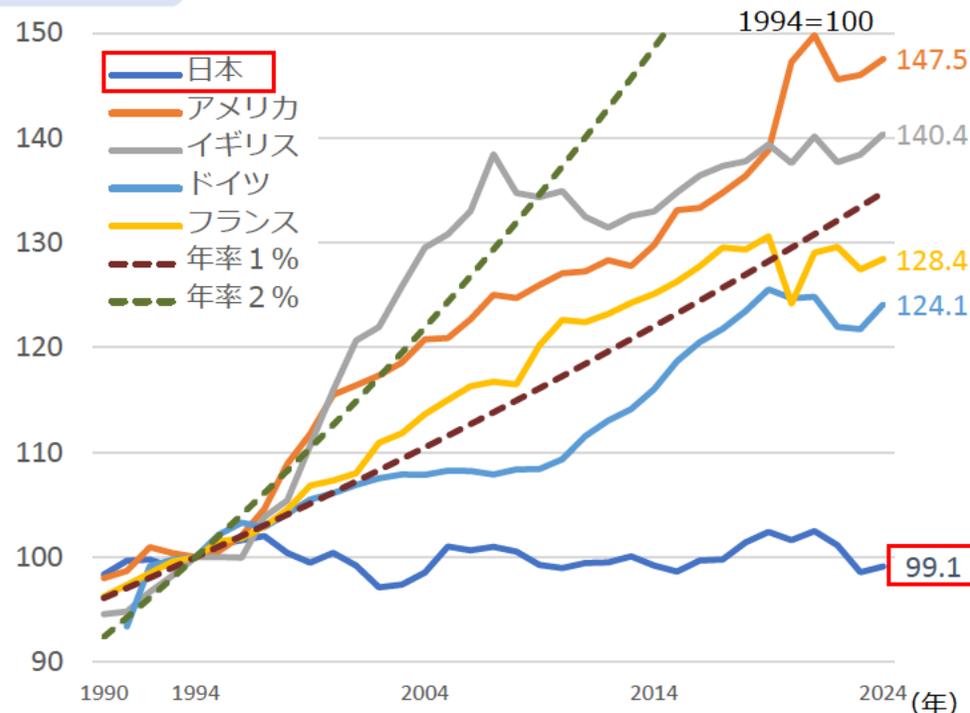
# 実質GDPと実質賃金、一人当たり実質賃金の寄与度分解の国際比較

- 日本の実質賃金は、主要国と同様に賃金上昇率が経済成長率を下回っているが、実質賃金指数（1994年比）が100付近に留まり続けていることが特徴的。
- 日本の時間当たり実質労働生産性が一人当たり実質賃金に与える影響は英独仏並みだが、労働分配要因等の要因が一人当たり実質賃金を押し下げる影響が大きいのが特徴的。

## 過去30年間の実質GDP及び実質賃金の平均伸び率（1994～2024）

日本		アメリカ		イギリス		ドイツ		フランス	
GDP	賃金								
0.8%	> 0.0%	2.6%	> 1.3%	2.0%	> 1.2%	1.3%	> 0.7%	1.6%	> 0.8%

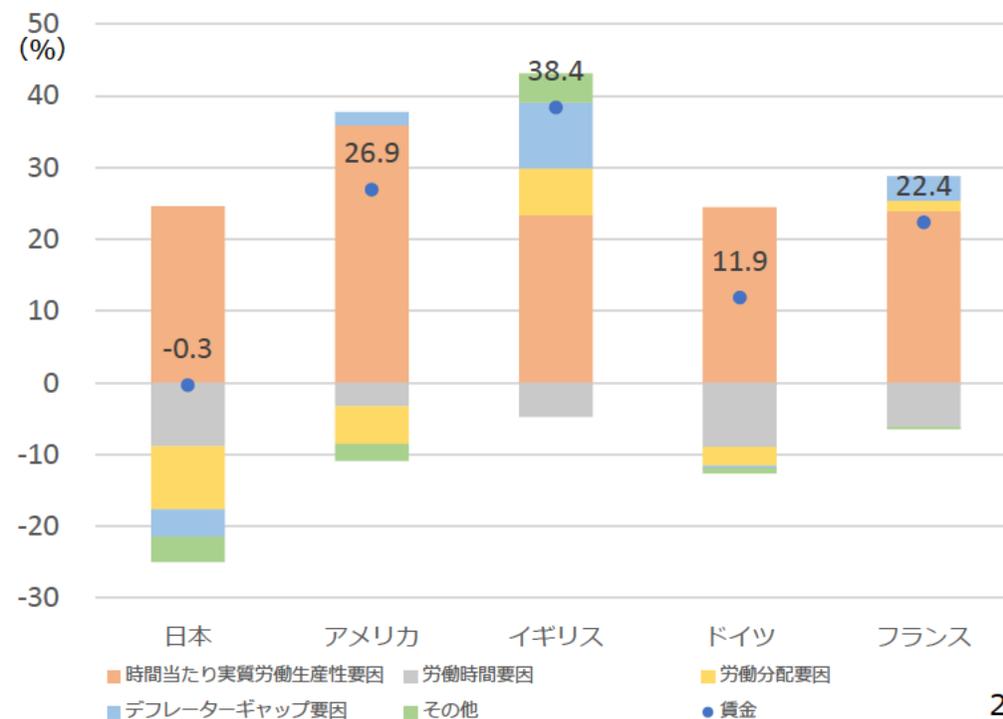
## 実質賃金



(出典) 厚生労働省「令和5年版 労働経済の分析」等を参考に、OECD Data Explorerをもとに事務局作成。

## 一人当たり実質賃金の寄与度分解

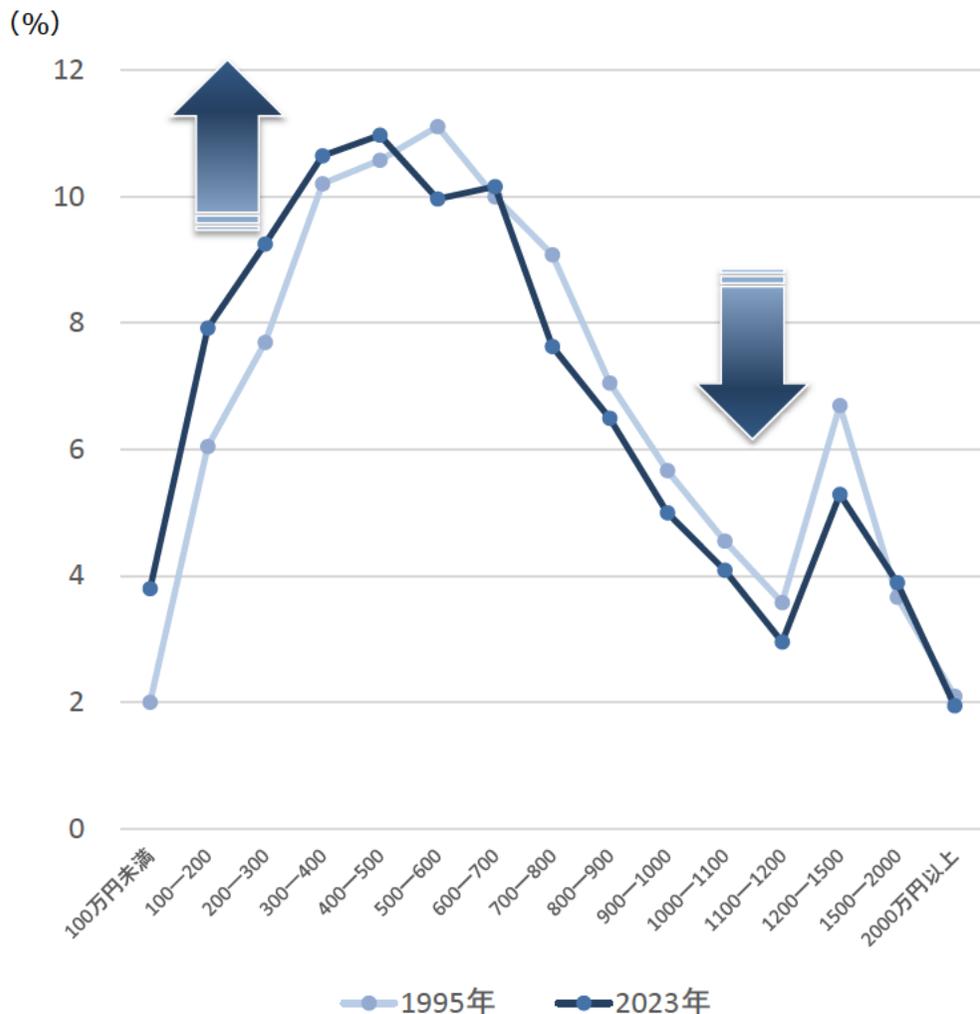
(1996～2000年と2016～2020年の二時点間における賃金の変動)



# 所得金額階級別世帯数の相対度数分布の推移

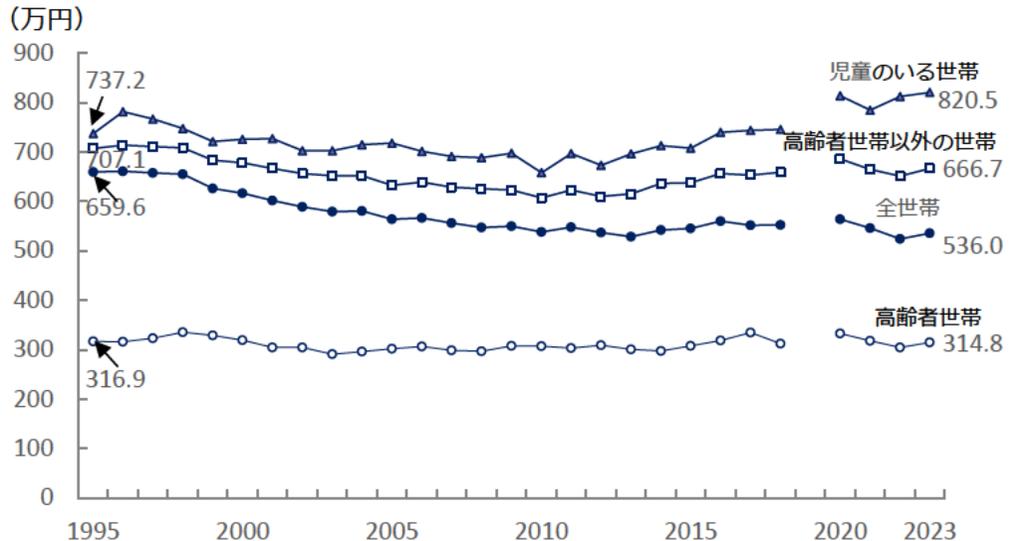
○ 所得金額階級別世帯数の相対度数分布について、2023年と1995年を比較すると、世帯構造の変化により、**500万円未満の割合が上昇し、600万円以上の階級で概ね低下。**

## 所得金額階級別世帯数の相対度数分布



(出典) 厚生労働省「国民生活基礎調査」を用いて事務局作成。  
 (注) 高齢化の影響を除くために、いずれも高齢者世帯以外の世帯で比較している。

## 1世帯当たり平均所得金額の年次推移



(注1) 2009年の数値には、所得の種類のうち、「その他の所得」に含まれる「定額給付金」「子育て応援特別手当」で補完を行った結果を含む。  
 (注2) 2010年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。  
 (注3) 2011年の数値は、福島県を除いたものである。  
 (注4) 2015年の数値は、熊本県を除いたものである。  
 (注5) 2020年は、調査(2019年の所得)を実施していない。

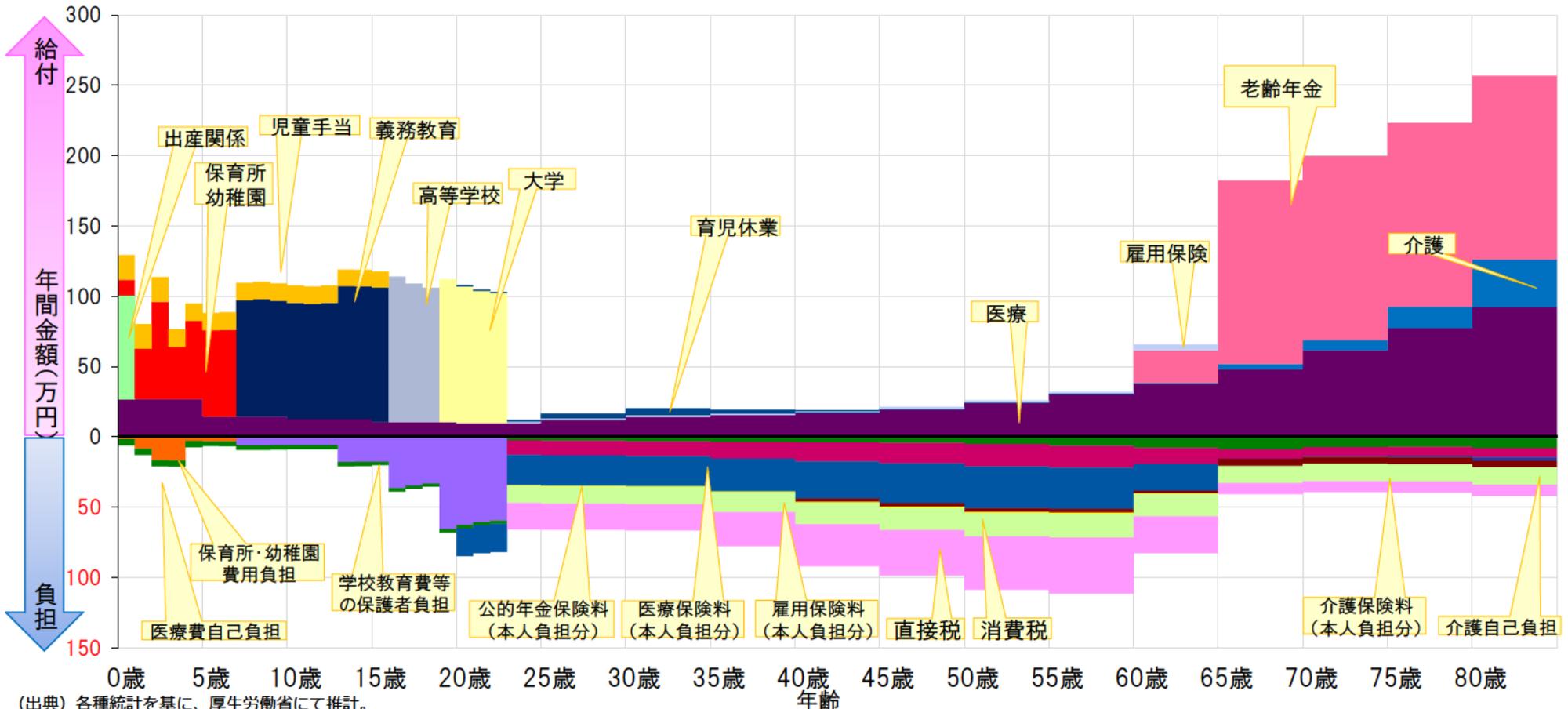
## 1世帯当たりの平均世帯人員数・平均有業人員数



(注) 1995年の数値は、兵庫県を除いたものである。

# ライフサイクルでみた社会保険及び保育・教育等サービスの給付と負担のイメージ

- 平均的には、現役世代の間は税・社会保険料負担が給付を上回り、出生～就職前・高齢期には給付が負担を上回る。
- ただし、ライフサイクルとしてみれば現在の現役世代もいずれ高齢期を迎えること、教育や保育の給付はこどもの育ちのみならず親の子育てを支援するものでもあること、老親の生活費や医療介護といった私的扶養の社会化は現役世代にとってもメリットがあることなどに留意が必要。



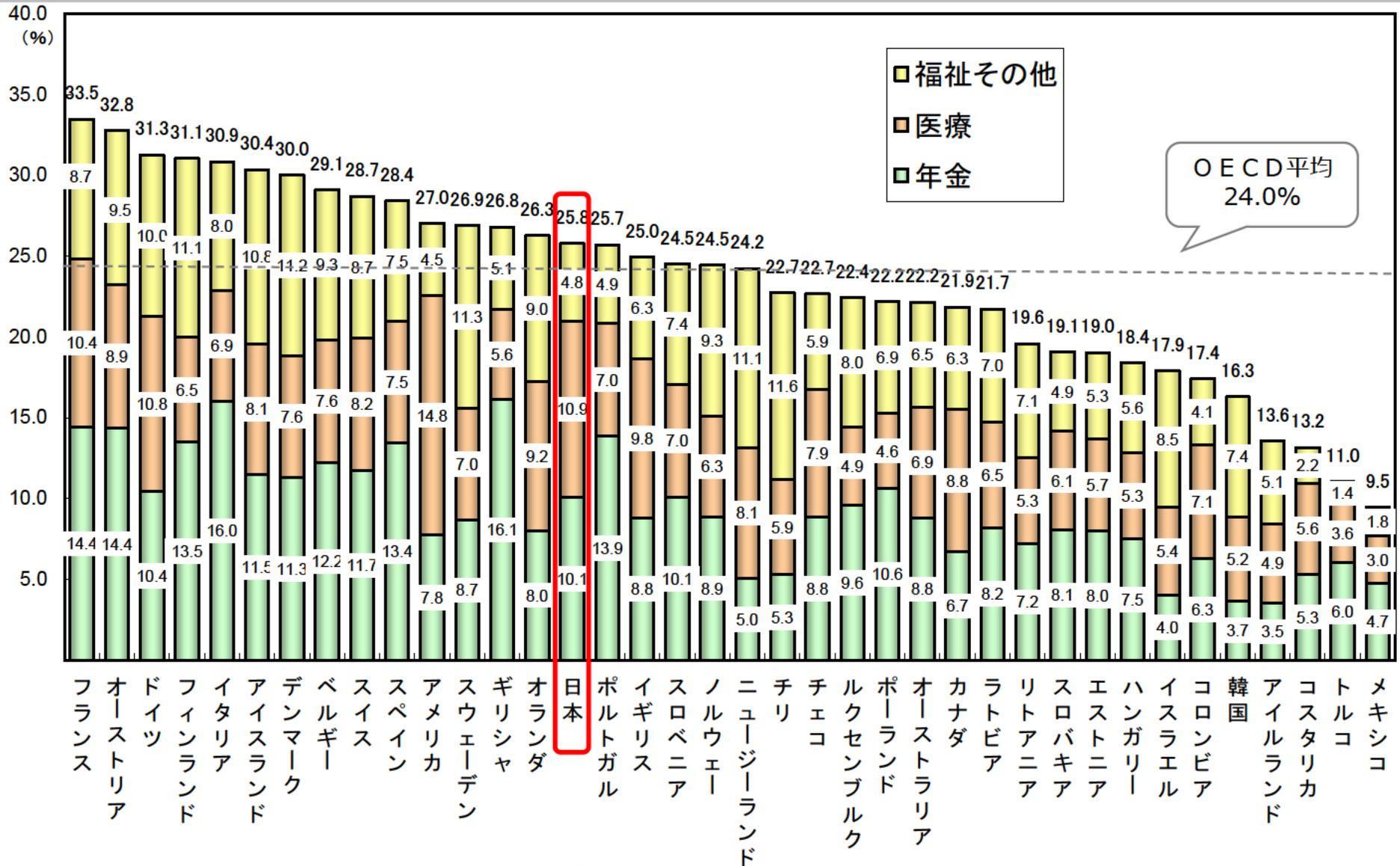
(出典) 各種統計を基に、厚生労働省にて推計。

(注) 令和4年度(データがない場合は可能な限り直近)の実績をベースに1人当たりの額を計算している。

なお、子ども・子育て支援については、「子ども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)の「加速化プラン」(令和6年度から令和8年度を集中取組期間に設定)に基づき、各種制度を拡充しているところであるが、令和5年度以降の取組については実績値がないため反映していない。また、当該取組の財源として令和8年度から徴収を開始する子ども・子育て支援金についても同様。

# 社会保障給付（対GDP比）の部門別の国際比較

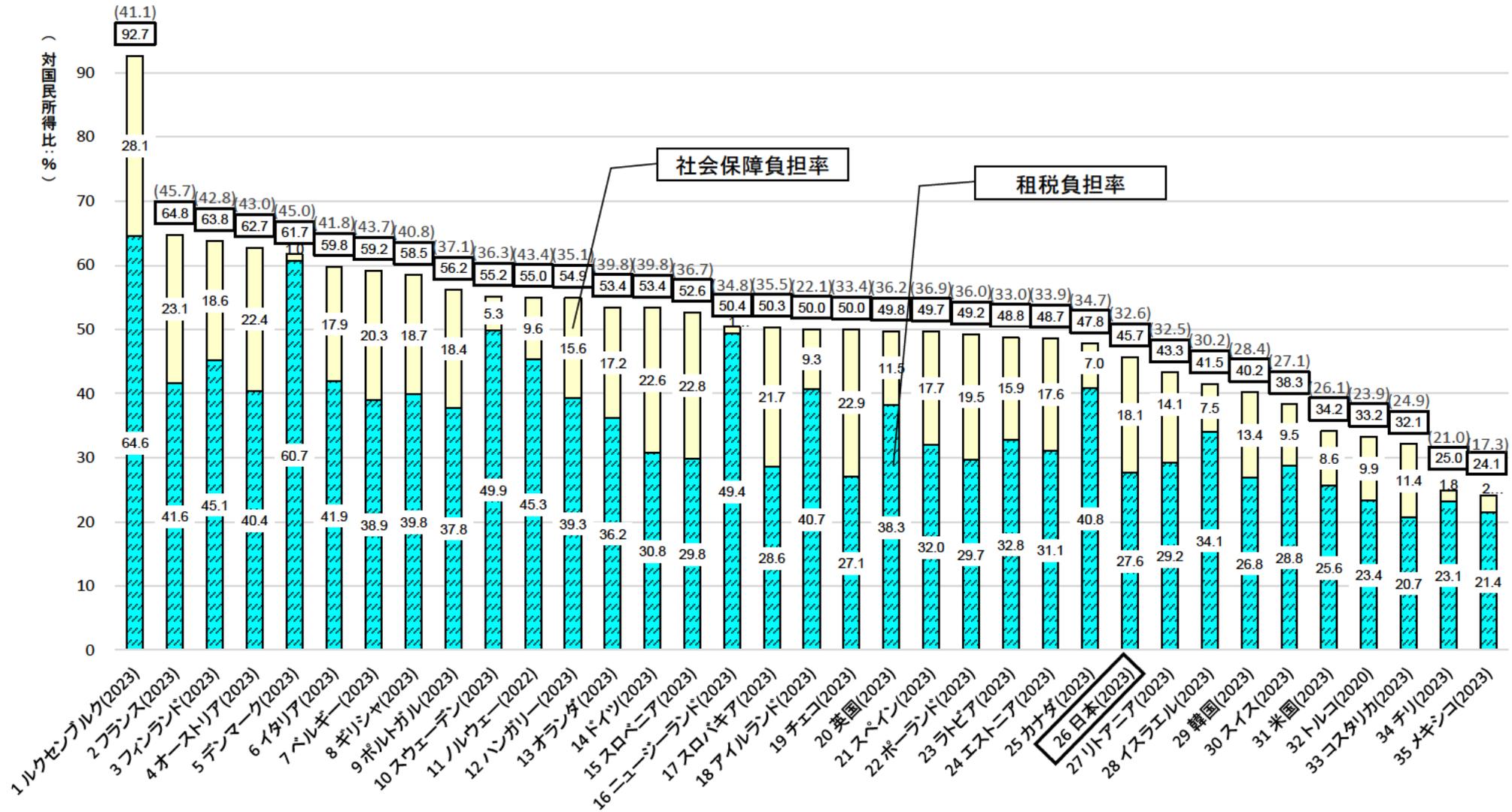
○ 日本の社会保障給付（対GDP比）は、OECD平均よりもやや高い25.8%で、**OECD加盟国では中位に位置**。



(出典) OECD: "Social Expenditure Database"に基づき、厚生労働省で算出したもの(20250912閲覧)。いずれも2021年の数値。  
 (注) OECD社会支出基準に基づく社会支出データを用いているため、社会保障給付費よりも広い範囲の費用(施設整備費等)も計上されている。  
 社会支出は、公的社会支出(Public Expenditure) + 義務的私的社会支出(Mandatory Private Expenditure)。

# 国民負担率の国際比較

- **日本の国民負担率**は45.7%であり、**OECD加盟国の中では中低位に位置**。
- 日本の社会保障は、OECD加盟国の中で、相対的には「**中福祉・低負担**」となっている。



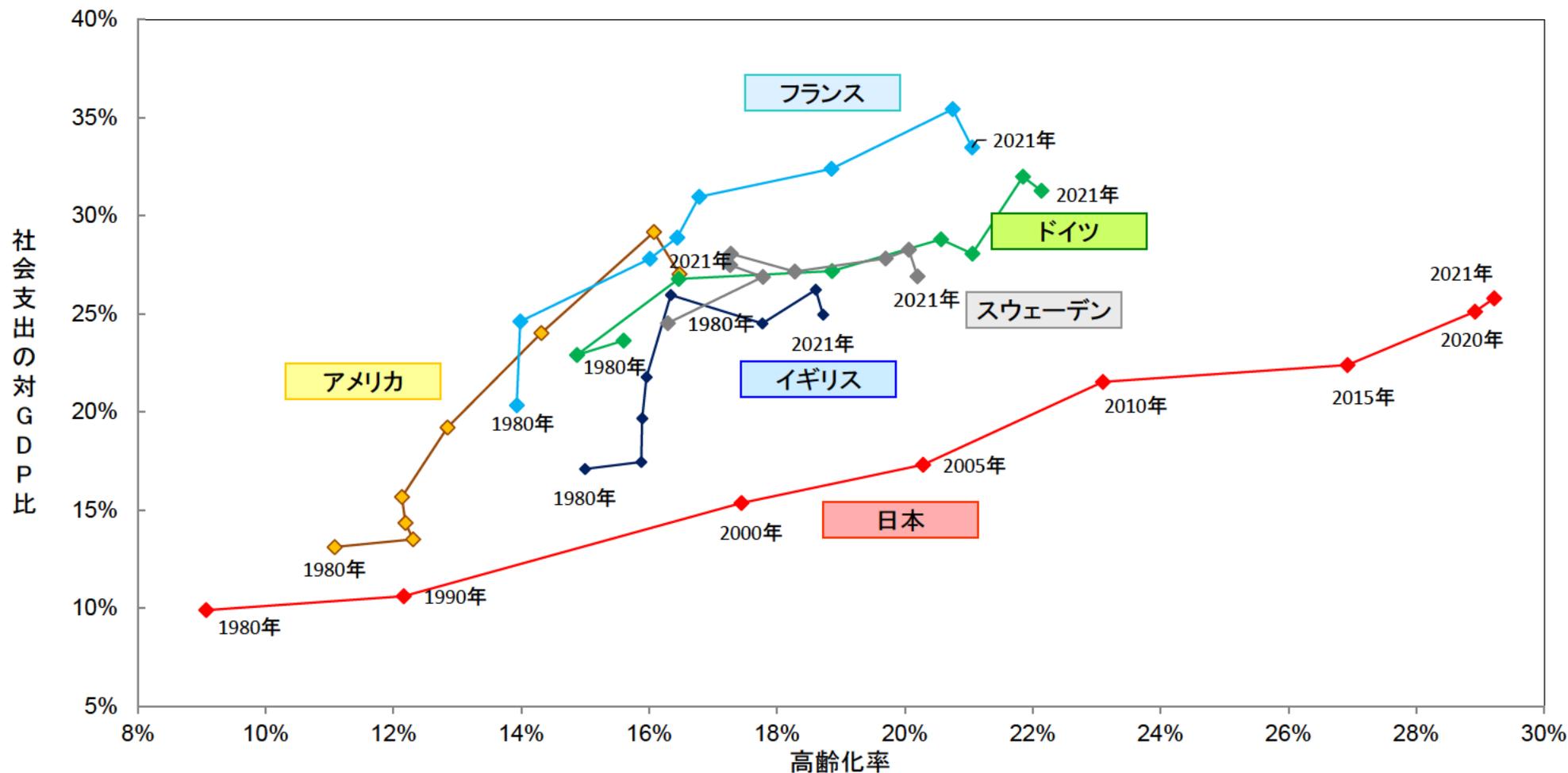
(注1) OECD加盟国38カ国中35カ国。オーストラリアについては社会保障負担、コロンビア及びアイスランドについては国民所得の計数が取得できないため掲載していない。

(注2) 括弧内の数字は、対GDP比の国民負担率。

(出典) 日本：内閣府「国民経済計算」等 諸外国：OECD “National Accounts”、“Revenue Statistics”、アメリカ商務省経済分析局

# 高齢化率と社会支出（対GDP比）の国際比較

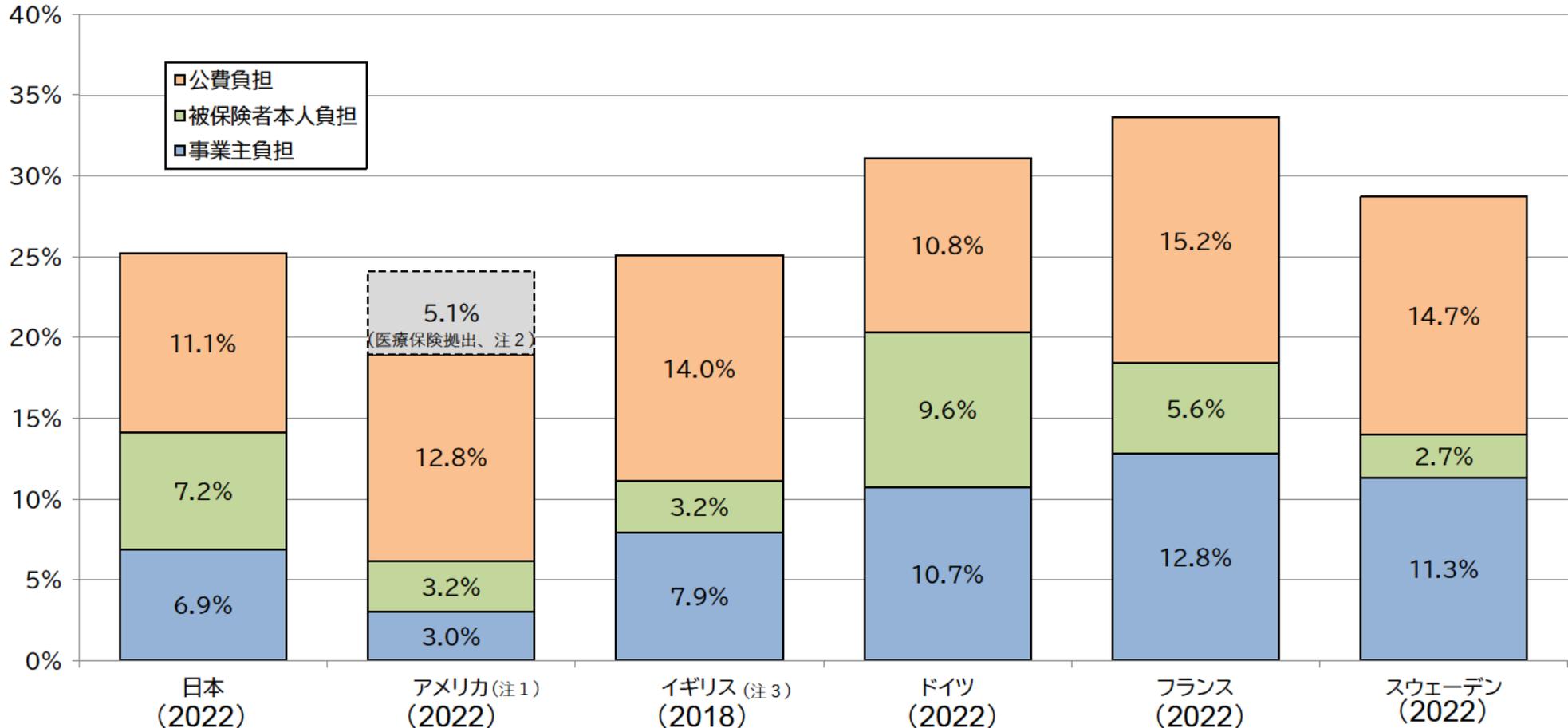
- **各国**（日米英仏独瑞）とも、**高齢化が進み、社会支出の対GDP比（給付規模）が増加**している。
- **日本は、1980年以降、高齢化率は約20%上昇**しており、**他国より早いペースで高齢化が進んでいる**。この間、**社会保障の給付規模は約15%程度増加**しているが、近年の給付規模（約25%）は**各国（独仏で約30%）と比べ低い**。



(出典) 社会支出は、OECD：“Social Expenditure Database”に基づき、厚生労働省で算出したもの（20250912閲覧）。  
 高齢化率は、United Nations：“World Population Prospects2024”より算出。  
 (注1) 社会支出は、公的社会支出（Public Expenditure）+義務的私的社会支出（Mandatory Private Expenditure）。

## 社会保障財源（対GDP比）の国際比較

- **日本の社会保障財源は、保険料負担が14.1%（被保険者本人が7.2%、事業主が6.9%）、公費負担が11.1%。**
- **社会保障の財源構成は、各国の社会保障制度の内容に応じて異なる。**例えば医療制度に関して、米国は一部を除き民間保険による対応とされ、英国やスウェーデンは公営医療制度となっている。ドイツやフランスは社会保険方式を採用しているが、フランスでは社会保険料のほか目的税（CSG）を充当している。



(出典) 社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」(日本、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデン)、アメリカはOECDデータを用いて計算。

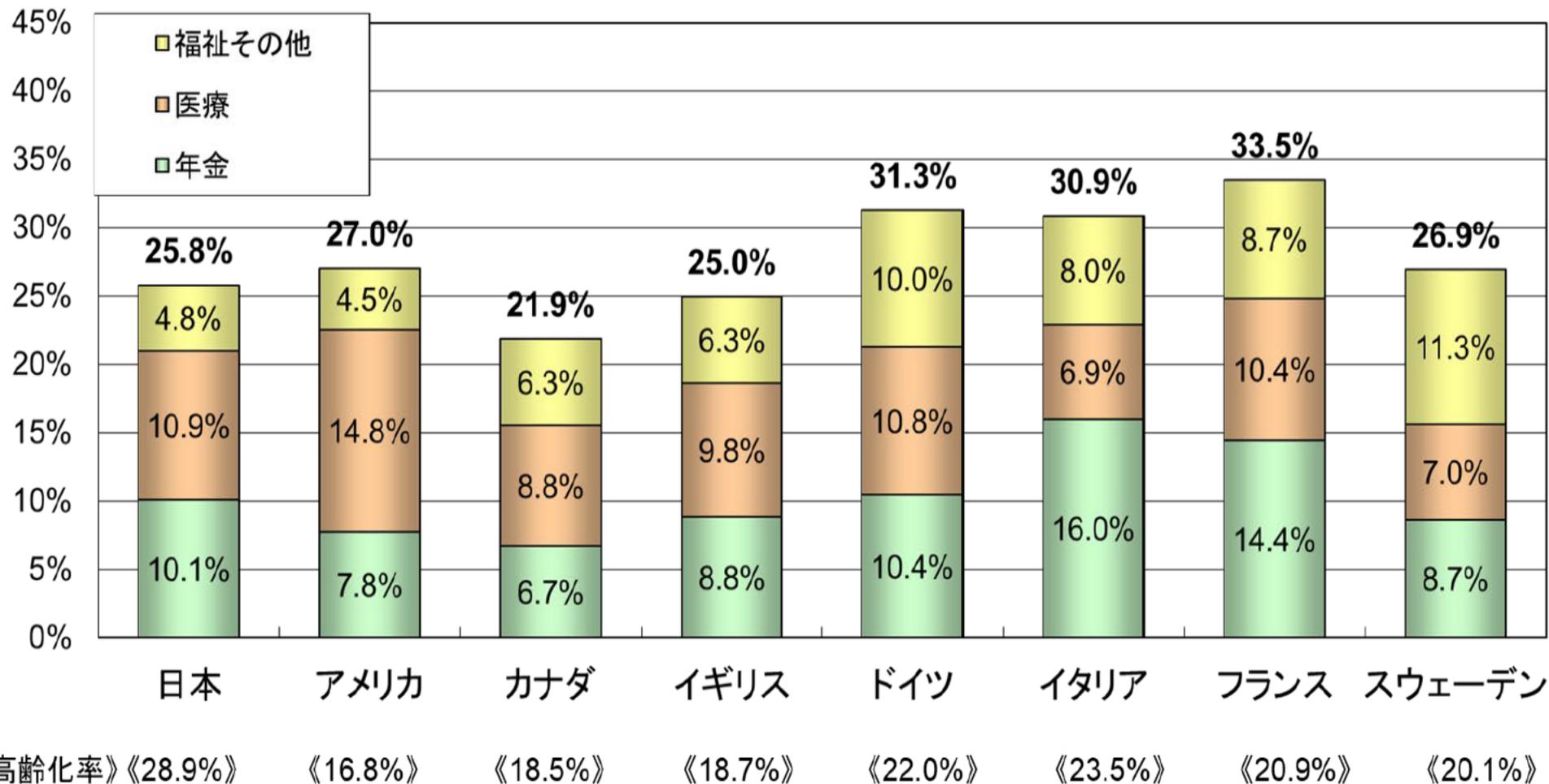
(注1) アメリカについては、被保険者本人負担・事業主負担は、OECD Global Revenue Statistics Database。公費負担は、OECD Social Expenditure Databaseの公的社會支出(Public)から被保険者本人負担・事業主負担を差し引いて計算。

(注2) 「Patient Protection and Affordable Care Act」(通称オバマケア)に基づく強制加入の民間医療保険については、対応する財源データが得られないため、国際比較性確保の観点から参考値としてOECD Social Expenditure Databaseの義務的私的支出(Mandatory private)のHealthの給付額相当を計上している。

(注3) イギリスについては、欧州連合からの離脱に伴い、2019年度以降のデータソース等が更新されていない。

# 社会保障給付（対GDP比）の部門別の国際比較（主要8か国）

- 日本の社会保障給付の規模を部門別に比較すると、「福祉その他」は米国に次いで低くなっている。
- 「医療」については、欧州を上回るが米国を下回り、「年金」については、米英を上回るが仏を下回る規模。



（出典）OECD：“Social Expenditure Database”に基づき、厚生労働省で算出したもの（20250912閲覧）。いずれも2021年の数値。

高齢化率は人口統計資料集（国立社会保障・人口問題研究所）の2021年の数値。

（注1）OECD社会支出基準に基づく社会支出データを用いているため、社会保障給付費よりも広い範囲の費用（施設整備費等）も計上されている。

（注2）社会支出は、公的社会支出（Public Expenditure）+義務的私的社会支出（Mandatory Private Expenditure）。

# 国際比較① 個人所得課税制度（国税）

2026年1月現在

	日 本	アメリカ	イギリス	フランス	カナダ
名称	所得税	連邦:個人所得税 Individual Income Tax	所得税 Income Tax	所得税 Impôt sur le revenu	連邦:個人所得税 Personal Income Tax
税額確定方式	申告納税方式 ※一定の要件の下で 確定申告不要	申告納税方式	申告納税方式 ※一定の要件の下で 確定申告不要	賦課課税方式(注1) ※ただし、所得について 申告必要	申告納税方式
課税単位	個人単位	個人単位 ※既婚者は個人単位と夫婦 単位の選択制	個人単位	世帯単位 (N分N乗方式)(注2)	個人単位
税率	5%→10%→20%→23% →33%→40%→45% 【7段階】	10%→12%→22%→24% →32%→35%→37% 【7段階】	20%→40%→45% 【3段階】	0%→11%→30%→41% →45% 【5段階】	14%→20.5%→26%→ 29%→33% 【5段階】
基礎控除等	(合計所得金額) 489万円以下:104万円 489万円超 ~655万円:67万円 655万円超:62万円 ※2,350万円超から逡減し、 2,500万円超で0円	単身者:\$16,100 夫婦合算:\$32,200	£12,570 ※所得£100,000超から 逡減し、£125,140以上 で控除額は£0	€11,600 ※上の額までは税率0% (非課税)	— ※税額控除として一律 C\$2,303 ※所得C\$181,440超から 逡減し、C\$258,482以上 で控除額はC\$2,076
給与所得者 対象の 所得控除 (概算控除)	給与所得控除 :給与収入に応じた控除率 (30%~10%) ・最大 195万円 ・最低 74万円	※項目別控除(実額) または上記の標準控除 (概算)を選択	給与所得者のみを対象とし た概算控除制度は設けられ ていないが、職務上の旅費 等について実額控除が可能	必要経費概算控除 :給与収入(社会保険料控 除後)の10% ・最大 €14,555 ・最低 €509	—
1人あたり 平均賃金	500万円	\$ 82,933	£ 44,806	€44,909	C\$83,120

- (注1) 賦課課税方式とは納付すべき税額が税務当局の処分により確定する方式である。賦課課税方式を採用している国では、税務当局が税額算定のための基礎資料として用いるため、納税者は所得等の資料申告を行う。
- (注2) N分N乗方式とは、所得控除後の課税所得を一定の家族除数(N)で除し、それに税率表(超過累進税率)を適用し、家族除数1あたりの所得税額を算出した後、再び当該家族除数(N)を乗ずることにより、世帯全体の所得税額を算出する方法である。
- (注3) 日本については令和8年度税制改正(案)に基づいている。確定申告が不要となる要件は、給与の収入金額が2,000万円以下であり、年末調整を受けていること等。
- (備考) 平均賃金は、OECD Statから2024年分のものを引用。
- (参考) 邦貨換算レートは、\$1=155円、£1=203円、€1=180円、C\$1=110円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:令和8年(2026年)1月中適用)。

## 国際比較② 消費課税制度（国税）

2026年1月現在

	日 本	イギリス	フランス	カナダ
<b>名称</b>	消費税	付加価値税 Value Added Tax (VAT)	付加価値税 Taxe sur la valeur ajoutée (TVA)	財貨サービス税 <small>(注2)</small> Goods and Services Tax (GST)
<b>課税 取引</b>	国内で事業者が行う商品販売、資産貸付、サービス提供、輸入等	国内で事業者が営利目的で行う商品販売、サービスの提供、輸入	国内での商品販売・サービス提供、輸入、EU域内取引	国内での商品・サービス提供、輸入、デジタル販売
<b>仕入税額控 除</b>	インボイス方式 (適格請求書等保存方式)	インボイス方式	インボイス方式	インボイス方式
<b>標準 税率</b>	10% (消費税7.8%+地方消費税 2.2%)	20%	20%	5%
<b>軽減 税率 (対象)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 8% (消費税6.24%+地方消費税1.76%)</li> <li>：酒類・外食を除く飲食料品、定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 5% ：家庭用燃料及び電力 等</li> <li>◆ 0% ：食料品、水道水（家庭用）、新聞、雑誌、書籍、旅客輸送、医薬品、居住用建物の建築、新築居住用建物の譲渡（土地を含む）、障害者用機器 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 10% ：旅客運送、宿泊施設の利用、外食サービス 等</li> <li>◆ 5.5% ：食料品、水道水、書籍、スポーツ観戦、映画 等</li> <li>◆ 2.1% ：新聞、雑誌、医薬品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 0% ：基礎食料品、農畜産物、医療用器具 等</li> </ul>
<b>非課税</b>	土地の譲渡・賃貸、住宅の賃貸、金融・保険、医療、教育、福祉 等	土地の譲渡（建物新築用地を除く）・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、金融・保険、医療、教育（私立学校を除く）、郵便、福祉 等	土地の譲渡（建物新築用地を除く）・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉 等	中古住宅の販売、1か月以上の住宅の賃貸、金融・保険、医療、教育、福祉 等

(注1) アメリカでは連邦における付加価値税は存在しないが、州等による地方税として、事業者が消費者に販売する段階で課税を行う小売売上税が存在する場合がある（例：ニューヨーク市の場合 8.875%）。

(注2) カナダでは別途、州売上税（0～10%、州により異なる）が課税される。また、一部の州ではGSTと州売上税を合わせ、統合売上税（Harmonized Sales Tax（HST））として課税している。

# 国際比較③ 社会保険料負担（1 / 2）

	日 本	アメリカ	イギリス
年金	<p>&lt;厚生年金&gt;（2017年9月以降） 総報酬の18.3%（法定・労使折半）※上下限有</p>	<p>年\$176,100までの所得に対し、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被用者：12.4%（労使折半）</li> <li>・自営業者：12.4%</li> </ul> <p>※無業者は適用対象外</p>	<p>&lt;国民保険&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種保険料 被用者所得の21.8% （被用者：8.0%、事業主：13.8%） ※月£1048未満：被用者0% ※月£4189超部分：被用者2.0%</li> <li>・第2種保険料・第4種保険料：自営業者対象（年間純利益£12,570.01以上） 年間純利益£12,570.01～50,270部分に対し、最大6.0% 年間純利益£50,270超部分に対し、2.0%</li> <li>・第3種保険料：最低所得額以下の低所得の任意加入者が対象 週£17.45</li> </ul>
	<p>&lt;国民年金&gt;（2025年度） 月額17,510円 ※免除制度有</p>		
医療	<p>&lt;被用者保険&gt; ※いずれも上下限有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協会けんぽ（2025年度） 総報酬の10.00%（平均保険料率、労使折半）</li> <li>・組合管掌健康保険（2025年度） 総報酬の9.34%（平均保険料率、原則労使折半）</li> </ul>	<p>主に民間保険</p> <p>※65歳以上の高齢者又は65歳未満の障害者等の加入するメディケア、低所得者の加入するメディケイドがある。</p> <p>※メディケアパートAの保険料なし。ただし65歳になるまでの間に10年以上社会保障税（給与の2.9%）を負担する必要有。</p>	<p>主に税財源（NHS）</p> <p>※国民保険の保険料の一部を拠出</p> <p>※全居住者を対象に原則無料</p>
	<p>&lt;国民健康保険&gt;（2023年度） 1人当たり平均 月額7,713円 ※軽減制度、賦課限度額有</p>		
	<p>&lt;後期高齢者医療制度&gt;（2025年度見込み） 1人当たり平均 月額7,192円 ※軽減制度、賦課限度額有</p>		
介護	<p>&lt;介護保険第1号被保険者&gt;（2024～26年度） 月額6,225円 ※減免制度有</p>	<p>なし</p> <p>※一部メディケアでカバーされているが、介護サービスは民間部門が主。</p>	<p>なし</p> <p>※介護サービスの提供主体は地方自治体</p>
	<p>&lt;介護保険第2号被保険者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協会けんぽ（2025年度）：総報酬の1.59%（労使折半）</li> <li>・組合管掌健康保険（2025年度）： 総報酬の1.74%（原則労使折半）</li> <li>・国民健康保険：月額2,184円（2022年度）</li> </ul>		
雇用	<p>&lt;雇用保険&gt;（2025年度） 賃金の1.45%（労働者0.55%・事業主0.9%）</p>	<p>&lt;失業保険&gt;</p> <p>賃金の0.6%</p> <p>※原則6.0%だが州の失業保険税を納めている場合は5.4%控除。</p>	<p>&lt;失業保険&gt;</p> <p>国民保険料として徴収</p>
	<p>&lt;労災保険&gt;</p> <p>賃金の0.25%～8.8%</p> <p>全事業所の平均（2024年度）0.44%（事業主負担）</p>	<p>&lt;労災保険&gt;</p> <p>運営は州により異なる（一部の州で本人の拠出があるほかは、事業主負担）。</p>	<p>&lt;労災保険&gt;</p> <p>全額公費負担</p>
その他	<p>&lt;子ども・子育て支援金&gt;（2026年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被用者保険：総報酬の0.23%（労使折半）</li> <li>・国民健康保険、後期高齢者医療制度 ：月額約200円（加入者一人当たり）</li> </ul>	<p>なし</p>	<p>なし</p>

# 国際比較③ 社会保険料負担（2 / 2）

	フランス	カナダ
年金	<p>賃金の17.87% （被用者：7.3%、使用者：10.57%）</p> <p>報酬限度額（€3925 / 月, 2025）まで、 被用者：6.90%、使用者：8.55%</p> <p>給与全額から、 被用者：0.40%、使用者：2.02%</p> <p>※自営業者は職域ごとの自治制度 ※無業者は一般制度に任意加入可</p>	<p>&lt;老齢所得保障制度（税方式）&gt; 全額が公費負担</p> <p>&lt;カナダ年金制度（社会保険方式）&gt; 所得（上下限あり）の11.9%（2025年） 被用者の場合は、労使折半</p>
医療	<p>一般制度 給与に応じて、7.0%または13.0%を使用者が負担</p> <p>※法定制度として職域ごとに強制加入の制度がある。大きく被用者制度、非被用者制度に分類され、被用者保険制度のうち一般制度に国民の大半が加入。 ※地域保険がないため、退職後も就労時に加入していた職域保険に加入。</p>	<p>主に税財源</p> <p>※公的医療保険の対象外である処方箋の代金、歯科等は私費での支払が原則となる。</p>
介護	<p>主に税財源</p>	<p>なし</p> <p>※介護サービスの提供主体は州・準州</p>
雇用	<p>&lt;失業保険&gt; 給与の4.05%（全額使用者負担）</p>	<p>&lt;雇用保険&gt; 賃金の1.64%（ケベック州は1.31%） 事業主の保険料率は本人負担保険料率の1.4倍</p>
	<p>&lt;労災保険&gt; 給与の2.12%（全事業所の平均（2024年）、事業主負担）</p>	<p>&lt;労災保険&gt; 給与の0.95～2.65%（各州の平均、事業主負担）</p>
その他	<p>&lt;家族手当&gt; 給与に応じて、3.45%または5.25%を使用者が負担</p>	
	<p>&lt;住宅支援基金への拠出&gt; 従業員50名以上の企業：0.5%、従業員50名未満の企業：0.1%</p>	

## 国際比較④ 子ども・子育て支援に関連する給付措置等

	日 本	アメリカ	イギリス	フランス	カナダ
制度名	①児童手当 ②児童扶養手当	①児童税額控除 Child Tax Credit	①児童手当 Child Benefit ②ユニバーサル・クレジット Universal Credit	①家族手当 Allocations familiales ②乳幼児手当（基礎手当） Prestation d'accueil du jeune enfant	①カナダ児童給付 Canada Child Benefit
財源	①国、地方（都道府県、市町村）、事業主（子ども・子育て拠出金等）等 ②国、地方（都道府県・市・福祉事務所設置町村）	①連邦政府一般財源 （連邦所得税）	①②一般財源	①② 企業の拠出金：43.8% 一般社会福祉税など租税： 22.1% 諸手当に対する国・県の負担金：21.9%	①連邦政府一般財源 （租税）
受給要件	①支給対象： 高校生年代（18歳に到達後の最初の年度末）までの児童を養育している者 ②支給対象： 児童を監護するひとり親等（所得制限あり）	①17歳未満の子どもを扶養する者 （所得制限あり）	①原則16歳未満の子を扶養している者 ②18歳～年金受給年齢未満のイギリス居住者 （貯蓄・投資額が£16,000以下の資産要件あり）	①20歳未満の子を2人以上扶養している者 ②出産した子について3歳まで、養子縁組の決定の日から3年間、子の20歳の誕生日まで （所得制限あり）	①18歳未満の子を養育する世帯 （所得制限あり）
給付（控除）内容	① ・3歳未満は 第1子・第2子は月額15,000円 第3子以降は月額30,000円 ・3歳以上高校生年代までは 第1子・第2子は月額10,000円 第3子以降は月額30,000円 ② ・児童1人の場合（2025年度～） 〔全部支給〕46,690円/月 〔一部支給〕46,680円～11,010円/月 ・児童2人以降1人につき 〔全部支給〕月額11,030円加算 〔一部支給〕月額11,020円～5,520円加算	①子1人当たり： \$2,200/年 ※控除上限額	①第1子：£26.05/週 第2子以降（1人当たり）： £17.25/週 ② ・夫婦（少なくとも片方が25歳以上の場合）： £628.10/月 ・第1子（2017年4月6日以降に生まれた者）： £292.81/月 ・第2子：£292.81/月 ※②は基礎給付最大額。家族構成等により加算、収入・資産により減額あり	①月額 €151.05 （14歳未満の子2人、年収が €78,565 以下） ※子の年齢や数に応じて決定 ② 〔完全給付〕 月額 €196.6/月 〔部分給付〕 月額 €98.3/月 （所得に応じて分類/最大36か月）	①子ども1人あたり 6歳未満 ：最大 C\$7,997/年 6～17歳 ：最大 C\$6,748/年

（出典）労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2025」第9-10表、諸外国政府HP等をもとに事務局作成。特に言及があるものを除き、2026年1月時点の給付（控除）額を示している。

## 国際比較⑤ 公的扶助制度・支援政策等

	日 本	アメリカ	イギリス	フランス
<b>制度名</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①生活保護</li> <li>②求職者支援制度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①貧困家庭一時扶助</li> <li>②補足的保障所得 (SSI)</li> <li>③メディケイド</li> <li>④ 補助的栄養支援プログラム (SNAP)</li> </ul>	ユニバーサル・クレジット (UC)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①積極的連帯所得手当 (RSA)</li> <li>②連帯特別手当 (ASS)</li> </ul>
<b>対象</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者</li> <li>②離職して雇用保険を受給できない者、収入が一定額以下の在職者など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①未成年の児童、妊婦のいる世帯等</li> <li>②65歳以上の高齢者、障害者等</li> <li>③貧困家庭の児童、妊婦等</li> <li>④所得水準が連邦の基準を下回る世帯等</li> </ul>	18歳～年金受給年齢未満のイギリス居住者	<ul style="list-style-type: none"> <li>①25歳以上、又は子どものいる25歳未満のフランス居住者</li> <li>②原則失業給付（雇用復帰支援手当：ARE）の受給期間を満了した長期失業者</li> </ul>
<b>現状・実績</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①3兆6,996億円(2025年度当初予算に基づく事業費ベース) 164万6,424世帯 198万4,293人 (2025年12月)</li> <li>②求職者支援訓練受講者数 ：38,945人 (2024年度)</li> <li>職業訓練受講給付金受給者数 ：7,673人 (2024年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①83万世帯、200万人 (2023年度)</li> <li>②\$608億 (2023年) 730万人 (2024年1月)</li> <li>③\$8,717億 (2023年) 8,404万人 (2024年1月)</li> <li>④\$1,129億 (2023年度) 4,110万人 (2023年度平均)</li> </ul>	£ 520億 (2023年度) 623万世帯 (2024年12月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①184万世帯、473万人 (2024年9月末)</li> <li>②€22億25,000 (2019年) 25万6,300人 (2024年8月)</li> </ul>
<b>給付水準</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①最低生活費 (生活扶助及び住宅扶助 (上限)) ・高齢者単身世帯：月131,680円 ・夫婦一人世帯：月235,160円 ※都市部の場合の例。年齢や地域等により異なる。学齢期の子がいる場合は教育扶助が別途給付される。</li> <li>② ・職業訓練受講手当：月10万円 ※その他、通所手当等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①州ごとに決定</li> <li>②1人当たり \$967 夫婦当たり \$1,450 (月額、2025年)</li> <li>④4人世帯最大 \$975 (月額、2025年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単身者 (25歳以上の場合)： 基礎給付最大額 £ 400.14</li> <li>・夫婦 (少なくとも片方が25歳以上の場合)： 基礎給付最大額 £ 628.10 (月額、2025年度)</li> <li>※家族構成等により加算、収入・資産により減額あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①世帯の収入、構成人数等により設定 [例] 単身者・子なし €635.71</li> <li>②世帯収入に応じて給付額が決まる [例] 単身者 最大 €570.30 (1人当たり給付額/月、2024年4月)</li> </ul>

(出典) 労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2025」第9-8表などを参考に事務局作成。

(注1) カナダの公的扶助制度・支援政策等は主に州政府により担われており、各州や地域によって仕組みが異なる。